

会議録・令和2年3月10日第1回定例会（第8日目）

1. 招集の年月日 令和2年2月25日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月10日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
  - 1番 高橋 浩 司
  - 2番 伊 豆 千夜子
  - 3番 山 内 理
  - 5番 阪 井 勇 男
  - 6番 奥 山 幸 洋
  - 7番 田 邊 ひとみ
  - 8番 松 本 忍
  - 9番 綿 民 和 子
  - 10番 樋 口 文 隆
  - 11番 下 井 清 史
  - 12番 乾 健 郎
  - 13番 江 京 子
  - 14番 中 井 啓 悟
  - 15番 北 岡 泰
5. 不 応 招 議 員  
なし
6. 出 席 議 員  
14名
7. 欠 席 議 員  
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 田 中 一 夫  
議 会 書 記 肥留間 晴 美 松 本 章 家 城 和 司
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子  
教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 浅 尾 恵 次  
防 災 企 画 課 長 奥 田 昌 宏 税 務 課 長 山 口 隆 弘  
人 権 生 活 環 境 課 長 松 井 友 吾 福 祉 ほ け ん 課 長 吉 川 伸 幸



---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回明和町議会定例会、第8日目の会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

12番 乾 健 郎 議員

13番 江 京 子 議員

の両名を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第2 「一般質問」を行います。

一般質問は、6名の方より通告されております。

順次許可したいと思います。

### 1番 高橋 浩司 議員

○議長（北岡 泰） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりについて」の1点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

#### （1番 高橋 浩司議員 登壇）

○1番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。

皆さま、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの国内の状況は、3月9日、昨日の時点で、国の発表では感染者488名、死亡者7名、三重県でも1名の方が感染されております。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染している方々の早期回復、そして1日も早い感染の終息を願うものです。

明和町においても、各種イベントの縮小や自粛、小中学校の臨時休校など対応していますが、今後も必要かつ十分な対策を取ってほしいと思います。

また、職員の皆さん、特に教育委員会では、小学校区の編制の説明会などの中、今回のことで学校現場や児童生徒、保護者の対応、学童保育の調整などなど本当に大変だと思いますが、迅速で柔軟な対応を今後ともよろしくお願いいたします。

では、質問に入ります。

昨年の9月の定例会一般質問では、子どものいじめと不登校を取り上げましたが、少子化と高齢化は密接に関係し、相互に取り組む必要があると考え、今

回は高齢者がいきいきと生活できるまちづくりをテーマに、3つの項目について質問をさせていただきます。

まず、1つ目、健康寿命と生きがいづくりについてをお伺いいたします。

平成19年に、日本の人口の20%、5人に1人が65歳以上となる超高齢化社会となりましたが、明和町ではその4年前の平成15年に既になっており、全国平均より早いペースで高齢化が進んでいます。そして、16年後の今年、令和2年には約32%、町民の3人に1人、さらに15年後の令和27年には約42%、町民の5人に2人以上が65歳以上となるとされており、高齢化社会に対応したまちづくりは待ったなしと言えます。

その上で、人生100年時代と言われる今、高齢者が目的意識を持って有意義な人生を形づくる機会が増えたと言われ、前向きに捉えるべきであり、そして行政はどのように役割を果たし、どう備えていくのかが問われていると思います。

病気や衰えで生活が制限されない自立した生活の期間と言われる健康寿命に関心が高まり、人生を元気に楽しんで時間を過ごす、それをどうやって伸ばしていくのかが大きな課題と考えます。

先日、町長の施政方針で、総合計画の大綱の1つ目、共に支え合う地域福祉と健康のまちづくりでも触れてみえましたが、町行政は以前より各種健診による病気の早期発見や治療、介護予防の事業などの取組がされています。

まず、ここで近年における町民男女の平均寿命と健康寿命、また100歳以上の方の推移と将来予測について、そして健康寿命を伸ばしていくための町の取組の現状と課題、今後の方針についてお聞かせ願います。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

高橋議員のほうから、健康寿命の関係でご質問いただきました。

まず、近年における町民男女の平均寿命と健康寿命、また100歳以上の方の推移と将来予測についてお答えをさせていただきます。

三重県の健康寿命の推計によりますと、本町の平成28年における男女の平均

寿命は84.3歳、女性は90.6歳で県内2位、健康寿命は男性が、ごめんなさい、すみません、男性の平均寿命は84.3歳、女性が90.6歳で県内2位ということです。健康寿命は、男性が80.9歳、女性が83.5歳で県内1位でありました。

平成29年では、男性の平均寿命は81.6歳、女性は90.3歳で男性は7位、女性は4位に後退し、健康寿命は男性が78.3歳、女性が83.7歳で、男性は15位、女性は5位に後退をしたところです。

このことにつきましては、算定条件において男女それぞれの人口が1万人以上の規模に限定されるものであることから、当町のように人口規模ぎりぎりの町におきましては、その年の人口、死亡数や介護保険法に基づく介護認定率の変動を受けやすいものであるとのことであります。

また、100歳以上の高齢者は、平成30年で10人、平成31年で14人、令和2年1月末現在で15人と少しずつ増えてきているところです。

これらの高齢者人口の予測につきましては、第8次明和町高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画によりますと、75歳以上人口は、平成29年の3,335人から令和6年には3,963人まで増加することが予測され、後期高齢化率は、平成29年の14.4%から令和6年には17.7%まで上昇する見込みとなっているところです。

次に、2番の健康寿命を伸ばしていくための町の取組の現状と課題、それから今後の方針につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 明和町でも、年々高齢化率は上昇を続けており、それに伴い医療費と介護給付費も比例して増えております。また、高齢化が進む中でがん、高血圧症、糖尿病、脳卒中、心臓病などの生活習慣病も増加しています。

健康寿命を伸ばしていくために、町としましては、第2期明和町健康づくり計画に基づき、生まれる前の妊娠期から子ども時代、若い世代から高齢者世代まで、誰もが安心して健やかに過ごせるよう、健康づくり、母子保健、成人保

健、児童福祉、高齢者福祉などの各分野で共同し、様々な取組を進めていく必要があります。

疾病の早期発見や治療にとどまらず、生活習慣の見直しなどを通じ、健康的な食生活、運動習慣を心がけ、いつまでも健康で生き生きと自分らしく生活できることが大切だと考えます。

まず、健康に活動できる体づくりのために特定健康診査や各種がん検診、予防接種や健康広場などの健康教育、健康相談を実施しています。また、ロコモティブシンドローム予防のために、それぞれの年代に合わせた運動の普及の取組や気軽に運動できる場づくりを進め、いつまでも元気に活動できる体づくりを推進するために、おとな元気教室や筋力脳力あっぷ教室などを引き続き実施します。

しかしながら、特定健診やがん検診の未受診者の方や、健診結果に基づく生活習慣病、特に糖尿病成人症の重症化予防など、取り組むべき課題はあります。さらに、各教室などへなかなか参加されない方々への対策も今後の課題と考えられ、地域でお互いに声をかけ合うことができ、そのことから地域とのつながりができていくような地域づくりが必要であると考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 分かりました。今後とも事業を進めていただけますようよろしくお願いします。

健康寿命を伸ばしていくためには、日頃の体調管理、あるいは先ほど課長も言われましたとおり生活習慣等いろいろとあるかと思うんですけれども、体調管理を心がけうまく年を重ねていくことが重要であると考えます。これらを支援する予防医療も飛躍的に進歩しています。

これまでも、一般質問の中でA Iなど先端技術について町の考えを聞いてきましたが、これから始まる高速通信、5 Gによる通院せずに自宅で受診できる

遠隔医療やA I 診断による予防医療、認知症の早期発見の取組が始まっております。

熊野市では、高齢者の健康維持を目的に、高齢者向けトレーニングマシンを令和2年度に市の健康増進施設に設置する予定です。これらのように、健康寿命を伸ばすには多角的な取組が必要だと考えますので、関係機関と連携しながら進めていただきますようよろしくお願いします。

さて、健康寿命は、体の健康はもとより心の健康と密接に関係すると言われています。心身は弱ってはいるが介護までは必要としない状態をフレイルと呼ぶそうですが、多くの高齢者はこのフレイルから要介護へと進むとされ、この状態にいち早く気づき、適切な予防をすることが大切と言われております。

人生の目的、生きがいを持ち物事をポジティブに考えることが、より健康で長生きにつながるということが明らかになっています。同じ高齢者同士で気軽に参加し、その中で生きがいを見つけていくといったコミュニティーは各地域に必要であり、そういった点を含め老人クラブの重要性は増していると考えます。

その一方で、老人クラブを解散する地区が町内各地で増えており、活動を楽しみにしていた方々が、解散により外出の頻度が低下し、目的意識が薄れることで老い衰えが進行してしまうのではないかと気にかかるところです。これまで老人クラブの活動を楽しみにしていたのに、解散となってしまう生活に張りがなくなってしまった、本当に寂しい、またみんなと一緒にやりたい、そういった声をお聞きします。

平成30年12月定例会で、田邊議員からの質問に対し、担当課長から老人クラブの活動への支援を通して生きがいづくりを推進していくと、そういう答弁がありました。

そこで、お尋ねいたします。町内の老人クラブの団体数の推移と現状、また解散した地域の方々の受け皿などについてどのように取り組んでいくのか、そして新しい形の活動の場の提供やサポートなど、方針や考えをお伺いいたします。

す。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 高橋議員が指摘されました高齢者の生きがいづくりは、少子高齢社会における重要な課題であり、高齢者が身近な地域で気軽に集まり、生きがいを見出せるような取組が求められています。そういった取組の一つが老人クラブの活動であろうというふうに思います。

しかしながら、おっしゃるとおり老人クラブの最近の団体数の推移を見ますと、いずれも4月1日の状況でございますが、平成28年は47クラブ、29年には46クラブ、30年には44クラブ、31年は41クラブと減少しております。

会員数におきましても、明和町全体で平成28年には3,525人でしたが、その後、減少を続け、平成31年におきましては2,759人となっております。新しい会員が増えないことと、役員を引き受ける方がおらずクラブの維持そのものができなくて解散してしまうということが大きな要因であろうかというふうに考えております。新しい会員が増えないのは、生活スタイルの多様化であるとか、地域への意識の希薄化も影響しているものと思われまます。

明和町老人クラブ連合会におきましても、各地のクラブの課題について話し合っていていただいておりますが、なかなか打開策が見いだせていないのが現状です。そういった中でも、会員数が減って維持が困難な場合には、近くの複数のクラブが1つにまとまって活動を維持していくことができないのか、活発に活動されている老人会の事例を他の老人会の参考にすることはできないのかといったことなども話し合われ、模索がされているところでございます。

また、昨年、老人クラブ連合会と町長との意見交換の場を持たせていただきまして、町長からも、イメージを変えるために、例えばシニアクラブといったような名前に変えてみてはどうかとか、敬老福祉大会で各クラブの活動を展示するなど、老人クラブの会員外にも活動を知ってもらうような取組をしてみてもどうかといった提案もさせていただいております。

高齢化にはますます拍車がかかる中で、老人クラブの活動は、高齢者の生き

がづくりだけにとどまらず子どもたちや高齢者の見守り、通いの場づくりや様々な助け合い活動などにも期待が寄せられており、地域のコミュニティーを維持する上で極めて重要な役割を担っていただいています。

今後も、生きがいがづくりや地域コミュニティーのために何ができるかを老人クラブの方々と一緒に考えてまいりたいと考えております。また、地域の老人クラブと町長との意見交換の場も設けていきたいというふうに考えております。

一方、生きがいがづくりという点では、地域の老人クラブの活動が難しくなっている中、組織にこだわらず地域の高齢者の方々が自主的に自由に身近な場所に集まって交流するような動きも重要になっていくものではないかと思っています。

子ども食堂も、高齢者の方々が集まり、次世代の方々との交流や自分たちの知識や技術を生かすことができる場として有効なのではないかというふうに考えています。町としましては、社会福祉協議会と連携しながら、そういった自主的な活動の支援をしてきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

28年に3,552名、31年には2,752名ということで、約20%ほど低くなっているというか、20%の方が退会されておるということかと思うんですけども、当然この5年間、4年間の中には高齢化の中で65歳以上の人口は増えていると思うんです。その増えているのに減っているという、そのギャップというのがやっぱり心配やということやと思うんです。

町長、意見交換とか老人クラブの方々と話される中で、いろんな、複数のクラブと一緒に運営するとかいろいろ工夫もあるかと思うんですけども、これは明和町だけに限ったことじゃないと思いますので、いろんな他の市町のこの状況も聞いてもらいながら、いい解決策を模索していつてもらいたいなという

ふうに思います。

100歳以上の人口は、ある統計では10年後に2.5倍、20年後に4倍、30年後には何と7倍になると予測するデータもあります。

こういった中で、今月号というか、県政だよりみえの3月号では、「伸ばそう健康寿命」として特集を組んでおります。人生100年時代を迎え、県が市町や企業と連携しオール三重で取り組むとしています。

高い年齢と書く「高齢」ではなく、幸福、幸せな年齢と書く「幸齢化社会」の現実のため、楽しんで活躍できる場所の提供や支援を行っていただきますようお願いいたします。

そして、生きがいつくりの中には、就労支援もあります。国は、高齢者の就労支援として、ハローワークを中心に生涯現役社会の実現に向けた取組を進めています。

明和町に目を向けますと、企業の経営者の方々からは、人手不足が一番の悩みだと聞きます。そして、町内にお住まいの高齢者の方からは、これまで培ってきたスキルを生かしたいとか、自分のペースで働けるところを探しているんだけどもなかなかない、そういったことを耳にします。この企業とシニア人材をマッチングする支援は、生きがいつくりでもあり、そしてこの取組の拠点として、例えば廃園になった公共施設や空き家を利活用するといった地域創生に生かすこともできるのではないかと、この検討も併せてお願いいたします。

次に行きたいと思います。

健康寿命と生きがいつくりの基礎、ベースには、生活の質の向上は欠かせません。生活の基礎となる部分が安定していないと、生活の質の低下につながり、結果、閉じ籠もりや孤立化が進み、心と体の機能低下を招くとの研究結果もあります。

そこで、明和町においても高齢者の生活の質の維持向上を図る施策の推進が必要と考えますが、町のこれまでの取組、今後の方針についてお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 生活の質の維持向上ということでございますが、福祉ほけん課としましては、高齢者の外出の支援を図るためにタクシー料金助成事業を行っております、これは毎年利用者が伸びているような状況でございます。

一方、高齢者が暮らしていけるよう、買い物やごみ集積所へのごみ出しなどちょっとした日常生活の手伝いを身近なところで行えないかということで、ボランティアなどでの支え合いができないかという視点も重要になってくるというふうに考えております。

地域福祉計画の中でも、地域での支え合いが大きなテーマとなっており、社会福祉協議会と連携しながらボランティア人材の登録と活用を維持し、推進していきたいと考えています。

また、こういった取組は、単に支えられるだけの立場ではなく、高齢者が支え手の側にも回っていただき、その知識や技術を生かして活躍していただく生きがいづくりにもつながるものと考えています。

現在、65歳以上の方が、介護に関するボランティア活動を通じてご自身の健康増進と介護予防を図っていただく高齢者ボランティア制度を実施しておりますが、これに併せまして生活をサポートするようなボランティア、それからシルバー人材センター、学校支援ボランティアといった活躍の場についても周知を図っていきたいというふうに考えております。

健康あゆみ課の取組につきましては、健康あゆみ課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（北岡 泰） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 健康あゆみ課としましては、現在、65歳を超えても社会でバリバリ働いてみえる方や地域で活躍してみえる方はたくさんいらっしゃると思います。短時間だけ働いたり、地域活動に参加したりする社会参加が介護予防になり、またその中で出会った仲間同士で助け合うことが生活

支援につながるのだと思われます。

町では、平成30年度から社会福祉協議会に委託しまして、生活支援体制整備事業に取り組んでおります。この事業では、生活支援コーディネーターを配置しまして、地域に隠れている資源を見つけ出し、見える化することによって地域の支え合い活動として位置づけ、その活動が広がるような関わりを行っています。

今年の1月には、「もう人に頼らない、元気な人、まちづくりはあなたが主役」というテーマで、地域で自主的に活動しているグループメンバーを対象に講演会を開催させていただきました。

講師の方からは、受け身で待っているのではなく、自分たちでやるべきことはやる、今あなたたちがやっていることはとても大事なことをやっているんですというエールを贈っていただきました。

参加者の方からは、これでいいのだろうかという迷いの中でやってきたんですけれども、これでいいんだという自信につながったという声もいただきまして、今後、そのような身近な地域で自分たちのできることをやっていくということが将来、お互いに支え合うことができる地域づくりになることだと学んでいただきました。

全ての高齢者が社会参加して、どんな状態でもその人らしく暮らせる地域社会をつくること、地域で暮らし続けるための生活支援をつくり出すことが求められていますので、そのような地域づくりを今後も取り組んでいきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。今後も積極的な取組を両課で進めていただきたいと思います。

生活の質の維持・向上、このことについては、近年、高齢者のおしゃれも注

目されております。お気に入りの洋服や髪形でおしゃれをするという習慣は、世代を問わず生活の一部だと考えられます。

おしゃれをすることは、前向きな気持ちになる効果があるとされ、例えば美容師、理容師さんが閉じ籠もりや外出困難な方の自宅や施設に出向く訪問理美容の活動は、全国で広がっています。また、化粧療法、メイクセラピーと呼ばれるヘルスケアサービスが介護現場を中心に広がりを見せており、各化粧品メーカーもこの動きを後押ししております。

このような生活の質の維持・向上の具体的な取組について、町としての所見をお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） おしゃれの関係でのことということで、出張理容室とか、そういったことでご質問いただきました。

単なる介護だけにとどまらず、生活の質の向上を図るようなサービスというのは大変すばらしい取組だというふうに思います。

高齢者の方々の多様なニーズにお応えするために、その中でこういったものが有効的なものかというのいろいろな検討も加えながら、今後も地域の方々や事業所の方々と力を合わせて実現していければというふうに思っております。そのおしゃれの関係ができるのかどうかも含めて、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 分かりました。

実際に、訪問美容、訪問理容を受けた方々の意見として、さっぱりしたわと、出かける気持ちになったとすごく喜ばれております。このサービスに自治体が補助制度を設けているところが増えてきております。

また、奈良県の天理市では、ふるさと納税の返礼品として訪問理容、訪問美

容のチケットを活用しており、1万円寄附しますと、市内に住む65歳以上の高齢者に3,000円分のチケットが贈られるものです。

これらはほんの一例ですが、生活の質の維持・向上を図ることが、長期的に見れば明和町の方々、生き生きと高齢者が健康に暮らせるまちづくりにつながると考えますので、この辺についても検討を併せて要望いたします。

それでは、次の質問に行きます。

先ほどの質問と重複する部分もあるんですけども、2つ目の介護予防と見守りについてお尋ねいたします。

国は、介護予防の検討会で、高齢者が集まって運動や食事、趣味などを楽しむ通いの場を中心とした取組を掲げており、この事業の運営は地域住民が中心となり、自治体が支援するという形で平成26年度から始まり、現在、全国約91,000箇所、全自治体の約8割以上に広がっております。

明和町においても、おとな元気教室を初め明和町社会福祉協議会とも連携し、取組が進められております。しかしながら、全国的に参加者が約5%と少ないことが課題となっており、これに対して国は自治体や民間企業と連携し、内容を充実していくとしています。

また、明和町の取組として配食サービスが行われていますが、全国各地では家に籠もりがちな一人暮らしの高齢者と地域の交流を後押しする大人食堂の取組が始まっております。尾鷲市では、市民のグループによる、一人暮らしの高齢者から子どもたちまで世代や立場を超えて様々な人が集えるみんな食堂の取組を進めております。

日本の高齢者人口は20年後にピークを迎え、同時に64歳以下の世代が激減し、支えきれなくなるということが予想されており、介護予防の重要性が今後さらに増していくと言われております。

そこで、町のこれまでの介護予防の取組の現状と課題、そして今後の方針についてお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 介護予防とは、高齢者が要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送ることができるよう支援すること、また既に要介護状態であっても重症化を予防することであると厚生労働省は定義しております。

高齢者の介護予防には、趣味や特技を生かした活動や家事などの日常生活動作、積極的な人付き合いや社会参加が有効だといわれていることから、体を動かす、仲間と集まって楽しい時間を過ごし、栄養バランスの取れた食事を取ることが大切だと考えております。

現在、筋力脳力あっぷ教室やえんがわ教室などの一般介護予防教室では、仲間と一緒に体を動かしたり一緒に食事をしたりおしゃべりをするすることで脳が活性化され、それによりフレイル予防につながっています。

しかしながら、高齢者が介護予防によってできるだけ生活機能を維持し、自分のできることを地域のために提供していける場や、高齢者同士が身近なところでおしゃべりや趣味活動をして集うことができる通いの場づくりがまだまだ十分とはいえません。このような、高齢者が活躍できる場や集うことができる通いの場づくりが身近な地域でできるよう、今後も支援していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

ざっくり言いますと、やっぱり人との関り、体も動かして頭も動かすということが大切かと思えます。

介護予防としては、通いの場は別の視点からも重要性が指摘されています。国の国民健康栄養調査によると、子どもと高齢者ほど食事のバランスが取れていないとされ、これは子どもの健全な成長に支障を来し、特に高齢者には病気やけがのリスクを高めてしまうといった栄養格差が心配されております。これ

に対し、国は世代を超えた居場所づくりの後押しをしています。

埼玉県越谷市では、地域の高齢者のボランティアで学童保育、学童保育と子ども食堂を一緒に運営し、世代を超えた地域の集いの場となっています。冒頭にも申し上げましたが、少子化と高齢化の対策は相互で取り組む必要があると思いますので、各担当が横断的に取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

さて、介護予防には、高齢者への変化をいち早く把握することが重要で、明和町でも民生委員との情報交換やおとな元気教室、配食サービスといった事業の中で見守りの取組がされていますが、一人暮らしで家に籠もりがちな高齢者全体を把握することは、町の職員にも限りがあることからなかなか難しいところもあります。

明和町では、もしものときの備えとして緊急連絡通報装置の貸出しをしていますが、例えば本人がスイッチを押せない差し迫った状況を想像しますと、もう一步踏み込んだ取組が必要ではないかと考えます。この点について、町の見守りの現状の課題、そして今後の方針をお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 高橋議員が触れられたその緊急通報装置につきましては、一人暮らしのおおむね65歳以上の高齢者のうちに安否確認を行う通報装置を設置するもので、緊急時に24時間対応できる体制を取っております。

緊急通報装置は、通話ができる本体機能、機器とひものついたペンダント状のワイヤレスボタンと、あとトイレに設置するセンサーが1セットになっています。高齢者自身からの通報による場合のほか、トイレに設置したセンサーによって24時間トイレの出入りがないことを察知した場合にも、委託先の警備会社に連絡が入って警備員が駆けつけることができるようになっています。

また、装置に不具合が生じた場合は委託業者から電話連絡をさせていただき、電話の応答がない場合には警備員が駆けつけたりもしています。緊急通報装置の設置により、実際に救急搬送につながったケースもございます。

しかし、問題としては、外出ボタンを押さずに1泊旅行に行ってしまうと、センサーが反応して警備員の方が駆けつけるようなことになってしまったり、またワイヤレスボタンがあるためある程度フォローはできると思いますが、高橋議員が心配されておりますようになかなか押せずに倒れていて、もしかすると24時間は気づくことができないというようなこともあり得るといったことが課題になってくるのかなと思います。

今後、一人暮らしの高齢者が増えることが見込まれることから、一層の推進が必要になってくると考えております。民生委員さんやケアマネジャーなどの連携しながら、安否確認が必要な方への取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 分かりました。町の見守り、取組、今後の方針、答弁いただきました。

全国各地では、先進的な見守りの取組が始まっております。愛媛県の西条市では、会話ができる小型のAIロボットにより一人暮らしの高齢者を見守る事業を行っております。ロボットを通じて、離れて暮らす家族などとのコミュニケーションを取るなど孤立を防ぐことを目的とし、初期費用の半額を市が補助しております。

県内においては、東員町が東京大学と連携し、大手電力会社の設置するスマートメーターを活用し、人の動きや室内の状況を検知する仕組みを令和2年度から一人暮らしの高齢者を対象に進める予定です。

人手や財政が限られている中、より効果的な見守りをするには、明和町でもこれらの取組が必要ではないかと思いますが、今後の明和町のこの点についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） AIロボットによる見守りとかスマートメーターのご紹介をいただきました。最先端技術の発展は、昨今目覚ましいものがあります。そういったツールの活用も重要になってくるというふうに考えております。経費の面とかいろんな面を考えて、取り入れられるものがあるかどうか研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 分かりました。2年度の予算にもいろいろ先進的な取組関係で予算計上されているかと思うので、そこら辺に期待するところでございます。今後ともよろしくお願いします。

自治体の取組以外には、一般に販売されていますが、使用回数や使用時間の情報を知らせる機能のついた電気ポットや熱中症を防ぐため、県外から家族がおじいちゃん、おばあちゃんがエアコン無理して、電気代もったいないからといってエアコンつけんと我慢しているんじゃないかと、そういったものを遠隔地から室温を感知するという、そういった遠隔リモコン、そういったものがあり、そういう離れたところからの、また仕事場からの家の状況を確認できる、見守りができる製品もたくさんあります。

介護予防での集える場所づくりであり、またこの見守りについても様々なサービスや先端技術がありますので、それぞれアンテナを張ってもらい、調査研究をしながらサービスの充実と町民の皆さんへの情報提供など取組を要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

高齢者への安全運転支援と移動手段の確保についてお尋ねいたします。

昨年、全国での交通事故による死亡者数は3,215名で、前年比約9%の減で、65歳以上になりますと9.4%と平均よりも減少しております。この結果からすると、高齢者の運転が危険であると一概には言えない状況と思います。

しかしながら、高齢者による運転ミスによる痛ましい事故が発生しているのも事実で、町として運転免許の返納者や75歳以上を対象に町民バスの無料サービスを実施しております。

ただ、75歳以上の運転免許の返納率は、全国で約5%に過ぎません。これは、都市部と比べ公共交通が充実していない地方では、買い物や通院、ちょっとした用事など生活の足として自動車を欠かせず、また高齢者が積極的に外へ出て活動することは、生きがいつくりやフレイルの予防にも必要かと考えます。

このような状況から、国は安全運転の機能充実のため、世界で最も早く来年11月以降に販売される新車から自動ブレーキ装置の設置をメーカーに義務づけ、また今年度の補正予算にて75歳以上の事故原因で多いペダルの踏み間違い加速での抑制装置や自動ブレーキの補助金を盛り込みました。これは、安全装置のついた新車購入に最大10万円、現在乗っている車への後づけには最大4万円を支給し、高齢者の安全運転の支援を積極的に行うものです。

また、警察庁からは、これから安全運転機能の搭載した、いわゆるサポートカーに限定した免許、限定免許を令和4年度をめどに導入する予定としています。

このように、国は高齢ドライバーへの施策を進めておりますが、東京、福井、兵庫県など安全装置の補助を実施し、三重県でも検討に入り、また志摩市が昨年11月から開始し、ほかの市町においても検討がされているとのことです。

そして、政府は、自動車以外の生活を支える手段として、軽自動車より一回り小さい小型の電気自動車などの普及に向け購入費用の補助を検討しています。そして、全国の県や市町で、近い距離の移動に便利な電動アシスト自転車の購入費の補助や無料貸出しをすることも増えています。

そこで、質問ですが、明和町として自動ブレーキなどの安全装置について、国の補助の上積み支援を含め今後どのように取り組む方針か、また町民バスの充実や予約制の乗り合いタクシーなどを含め新しい移動手段の確保など、町の公共交通についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 令和元年度のサポカー補助金につきましては、先般、制度がようやく定められたところをごさいます、令和2年度からの運用もまだちょっと不透明な部分も多くありますので、今後の国や県の動向、他の市町の状況も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

なお、町民バスにつきましては、本年1月1日からは身体障害者の方など障害・療育手帳等保持者の方々を無料にさせていただきました。また、2月からはそのような方々の乗車がさらにスムーズになるよう、写真入りのパスカードを作成し、間もなくスタートするところをごさいます。このパスカードの、現在、申請者数は、先週の時点ですけれども、約70名の方から申し込みがございました。

このように、公共交通として町民バスの充実について随時対策も行っておりまして、今後、高齢化や免許返納者の増加も視野に入れまして、現在デマンドタクシーについても導入できるかどうか調査検討しているところをごさいます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 課長、言われたように、令和2年の国の動向がちょっと不透明ということなんですけれども、これは私もこれ調べさせてもらっておる中で、国は補助を出しますと。国は補助を出すんですけども、県や市町、地方自治体がそれに対して上積みとかするとそれはもうだめで、国は補助出しません。自治体で勝手にやっってくださいみたいな、そんな訳の分からんことを言うのと。国が支援して、その上積みをするんやったら国補助しませんというのは何か変な話なので、ここはやっぱり町長、市町会とかいろんな状況の中でそういうものを要望していつてもらいたいと思います。それらをちょっと注視しながら、購入、装置をつける人の負担をなるべく軽減して、そういうもの

につなげていってもらいたいと思います。

角度は変わりますが、松阪市では、1月30日に松阪農協が高齢者向けに反射神経の測定や運動能力の低下を和らげる体操など安全運転教室を開催し、約300人が参加されました。

また、新たな取組として、三重県紀北町では3週間ほど前より町が所有する軽自動車を使い、町内全域を運行し、公共交通の空白地域の解消のため運送サービスを開始しました。

明和町、車を必要とする方が多い明和町で、少しでも運転事故のリスクを減らすこと、また町民バスのサービス向上など切れ目ない取組は必要かと考えます。今後も、高齢ドライバーへの安全運転の支援と安心で便利な公共交通の充実を図っていただきますよう要望いたします。

最後に、あと3週間ほどで新年度、令和2年度を迎えます。様々な問題、課題がある中で、新しい気持ちで世古口町長の公約、「繋がり（絆）を活かすまちづくり」に向けしっかりと足元を見つめるとともに、チャレンジする気持ちを大切に、一歩前を、一歩先を見据えた取組を進めてもらえますよう要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

---

#### 7番 田邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「個人の尊厳とジェンダー平等のために」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（7番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○7番（田邊 ひとみ） どうぞよろしく願いいたします。

まず、冒頭に、明日3月11日は、東日本大震災、福島原発事故から9年の日でございます。そして、本年、今年には阪神・淡路大震災からは25年、そしてまた近年の度重なる大きな自然災害、こういうものがございます。多くの皆様の長く長く続く苦しみや悲しみに改めて思いを強く心を寄せていきたいと考えております。

また、先ほど高橋議員も発言をしておりましたが、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大、大変心配される事態となっております。まず、とにかく冷静さを保ち、より正確な判断で対応していく、このことが大切だと考えられます。

こちら、明和町におかれましても、教育関係においては子どもの置かれている状況を考えるの対応をお願いします。また、住民の皆様に対しましても、健康や雇用の問題、働く環境の問題、生活環境の問題等々、幾つかの面で十分留意をした上での対応を求めています。

では、質問を行います。

この日曜日、3月8日、2020年国際女性デーでございました。新型コロナウイルスのこの件で、各地でのイベントは自粛、これが続きましたが、女性の権利を守るその姿勢は、自粛をすることなく大きく広げていくことが必要だと考えます。

本年の国際女性デーのテーマは、平等を目指す全ての世代、女性の権利を考えようというものでございました。2020年は、ジェンダー平等、これを推進する上で節目となる年と言われております。女性の権利が進展してきたかどうか、国際社会が評価を行う年と言われております。

このジェンダー平等というのは、社会的、文化的につくられた性差にとらわれず、性的志向、性自認、こういうことで差別されることなく、誰もが尊厳を持って生きられるということであり、多様性を認め合う共生社会の核心となる考え方でございます。

このジェンダー平等、日本でも広がっております。Me Too、With Y

o u、このような形で性暴力、セクハラは許さない、こういう運動、広がっております。先だつての国会でも、安倍首相、クーツーという女性のパンプスの問題がありますが、これの答弁で、女性に服装で苦痛を強いることがあってはならない、このように答弁するなど様々な問題、なくしていこうという動きが起こっております。

こちら三重県でも、性暴力をなくすためのフラワーデモ、これが毎月11日に開催されており、男女問わず多くの方が可憐な花を掲げてその思いを示し続けております。

このジェンダー平等の実現、一定の進歩は見られますが、まだまだ遅れております。現在、ジェンダー平等を完全に達成したといえる国は、世界中ではまだどこにもないとも言われております。法律や文化の中には、ジェンダー平等を阻む障害、依然と残っております。また、苦勞をして勝ち取ってきたこれまでの成果ですら今後、後退する、そういう恐れもございます。

日本は、2019年の調査で、男女のジェンダーギャップは153か国中121位です。失礼しました。前年の110位から大きく順位を下げて過去最低です。まだまだ平等への道のりは厳しいと考えられます。

そして、SDGs、こういう取組がございますが、その17の項目の目標の中、5番がジェンダー平等という目標です。世界的にジェンダー平等を目指すことが課題とされております。

私自身、町内の皆さんといろいろな活動を進めていく上で、その目標の一つとしてジェンダー平等、これを前面にして取り組んでいきたいと考えております。ですが、口では簡単に言えますが、いざ実行に移してみるといろんな問題に突き当たっております。当然、自分自身の考え方、行動に関して見直しをしなければならない、こういうこともあり現在、大変悩んでいる、これが現実でございます。

そこで、まずこちら明和町のジェンダー平等、男女共同参画、人が平等に生きていくためにどのような取組が行われているのか、それを知りたいと思いま

した。世古口町長のお考え、明和町としての取組等を聞かせていただくことで、自分自身の目標や課題、見つけていきたいと考えております。

そこで、最初にお伺いをします。ジェンダー平等、男女共同参画等について、まず大きなくくりでの町長のお考え、お示しいただきたいと思います。その後で、個々の取組等について分けて質問していきたいと思います。答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のほうから、ジェンダー平等、男女共同参画などについての私の大きなくくりな部分での考え方につきましてご質問いただきました。

少子高齢化、人口減少の進展や家族形態、ライフスタイルなどの変化により、私たちの社会を取り巻く環境は急速に変化しております。このような状況の中、環境の変化に対応し、持続可能な活力ある暮らしやすい社会を創造していくためには、全ての人々が性別や年齢などにとらわれることなく、一人一人の個性、資質、能力を認め合う人権を尊重した社会の実現が不可欠だと考えています。

人権に関する取組といたしましては、明和町では平成4年に人権尊重のまち宣言を、また平成10年には明和町人権尊重のまちづくり条例も制定したところです。

また、本町では、男女共同参画社会の実現に向けてさらなる推進を図るべく、平成25年に明和町男女共同参画基本計画を策定し、現在第2次の基本計画を進めているところです。男女が社会の平等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会の形成を目指し、今後もさらに取組を進めていきたいと考えているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 答弁ありがとうございます。

明和町がこの人権を守って進んでいく、こういう取組、聞かせていただきました。その中で、少し個別的に細かいことをお伺いしていきたいと思います。

男女共同参画についてお尋ねをいたします。

この1999年に男女共同参画社会基本法、これが制定をされて、現在、各地、こちら明和町でもそれを軸として様々な取組、行われている、今も答弁にございました。

この女性差別撤廃の考えから世界レベルで始まっているこの男女共同参画なんですけれども、こちら、男女共同参画の視点で今現在どのような計画があるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 男女共同参画の視点での計画ということでございますが、女性の力は町の潜在的な大きな力でありまして、その発揮が町全体の活性化につながっていくとの認識の下で、男女が共に輝き生き生きと暮らせる社会を基本理念と掲げ、明和町男女共同参画基本計画というものを策定しております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） そういう基本計画の中でいろいろ実行されていると思うんですけれども、特にこちら明和町でのジェンダー平等に関して、特に特化をして取り組んでいることございますでしょうか。学校教育とか町内における様々な教育、啓発等、どういうことを行なっているのか答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） ご質問でございましたジェンダー平等に関しまして特化している、取り組んでいる学校教育についてですが、明和町では人権教育カリキュラムにおきまして、中学2年生でジェンダーについて、家庭

や社会にある不合理なことや偏見、差別から共につくる社会を目指してを題材にしまして、気づきや正しいことを知ることから自他の人権の尊重や行動ができるよう事業を行っております。

また、小学校の高学年では、道徳教科の中で言葉の贈り物といった題材から、日常生活の中で男女関係なく互いの立場や意見を尊重することで友情を深め、より認め、信頼し合いながら人間関係を築いていこうという心情を育てる教育を行っております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

やはり、そういう人権感覚というのを磨くには、やはり小さいころからの積み重ね、こういうものが大切だと思いますので、より一層もう少しいろいろ広げていただけることができるんでしたらお願いをしたいと思います。

続いての、次の質問に入ります。

今、あちこちで言われておりますLGBTという言葉、よく聞かれる言葉でございます。最近ではSOGIと表現されることも多いようでございます。これらの言葉、ご存じだとは思いますが、お伺いをしたいと思います。言葉の説明をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） SOGIとは、LGBTのLGBの性的志向、いわゆるセクシャル・オリエンテーションでSOと、頭文字で表現をしまして、LGBTのTのトランスジェンダー性自認、この部分をジェンダー、アイデンティティ、GIと表記をしているもので、LGBTについてはどちらかということ人を表すものでありまして、SOGIにつきましてはその状態を表すものということできてきた言葉だというふうに認識しております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。簡潔に分かりやすく答弁いただきました。

私自身も、こういう性的志向、性自認に対して正しい知識、持つておかなければいけないという思いで、先だってLGBTの歴史を子どもにも分かるように解説している本、こういうものがございますので、それを購入して少し勉強もいたしました。統計によると約20人に1人、性的マイノリティーと言いたくないんですけども、そういう当事者がいらっしゃるということが書かれています。

過去の歴史の中で、性的志向や性自認、これはおおらかに受け入れられていた時代、また厳しく抑え込まれていた、そういう時代があったと書かれています。それぞれの時代や社会によって捉え方、これは様々でございましたけれども、間違いなくこういうLGBTと呼ばれる方いらっしゃる、このことは間違いのない事実だということでございます。

ほかに、それで、それだけではなくて、生物学的に男性でもなく女性でもない、性別がない、こういう人もいらっしゃる、多様な特徴を持った人がいらっしゃるんだと、こういうことも深く学びました。

昔は少数者として扱われてきたそれぞれの特性も、今の時代ではいて当たり前、こういう考えに進んできております。ですがまだ抱える問題は多いと考えられます。その問題、これを解消することが急がれております。

私が所属しております日本共産党という政党でも、女性や多様な性を持つ人々はその力を発揮できる社会をつくるだけではなく、男性も含め全ての人間が自分らしくその力を存分に発揮できる社会をつくる大きな意義を持つもの、こういう考えとして性的志向と性自認を理由にする差別をなくす、この文言を綱領に書き込む改定を行いました。男女平等を追及する構えを示しております。

全ての人々が人としての権利、当たり前存在であること、このことをしっかりと押し進めていける明和町であることを強く求めてまいります。これらについての考え方と町が取り組んでいる教育、啓発等をお知らせください。答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 全ての人々の人権が尊重されるまちづくりを目指して、これまでも人権講演会や連続人権講座など各種啓発活動を行ってまいりました。また、教育現場では、平成28年度から明和町全ての学校におきましてLGBTについて講演会や授業を行っており、その後も人権教育カリキュラムの中に位置づけ、学習を積み重ねております。

例えば、今年度、大淀小学校では小学3年生を対象に、自分らしく生きる、多様性について考えようを題材に、絵本などを使って性的少数者の差別や偏見について学習をしました。また、明星小学校では、4年生を対象に「いろいろな性別～LGBTについて聞いてみよう、ゆうきからのお知らせとお願い」というDVDを活用しまして、人を傷つける言葉について考え、性は多様であり、性の在り方や生き方は自分で決めていいことを授業を通じて自分の思いや相手の気持ちを受け止めることができるよう取組をしております。各学校において、テーマを持って人権カリキュラムの中でそれぞれ学習をしております。

議員さん言われますように、少数者の方々が当たり前の存在と、だれもがそのような意識が持てるように、今後も教育や啓発を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま、学校教育の場でのいろいろな事例、答弁願いました。学校の教育、大変重要なことだと考えております。

あと、こちら明和町で大人の方、一般の方、そういう方の認識というのま

だまだこれからいろいろ取組していかなあかんことたくさんあると思うので、そういう部分でも力、特化をしてこれから進めていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

これに関しまして、これまでこちら明和町内で性的志向、性自認についての相談、困りごと、問い合わせ等あったでしょうか。ちょっと個別のことは結構ですので、何かありましたら答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 困りごととか相談についてでございますが、町内関係機関への直接の相談等につきましては数件ございました。

参考までに、これは県内の状況としましてですが、三重県男女共同参画センター、フレンテみえに確認をしましたところ、匿名での、匿名、匿住所での相談ですが、平成29年度は25件、平成30年度は32件、令和元年度は1月末現在ですけれども44件とのことで、年々増加をしている状況ということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。町内でも数件ある、県内でも年々増えている、こういう現状があるということが分かりました。

これを受けまして、次の質問へ行きます。

今の社会、ご自身のカミングアウトでその人のありのままの姿、これが公になっている場合、これはございます。また、反対に、アウティングといって人の秘密を勝手にばらしてしまう、こういうことがあってつらい思いをされていらっしゃる、こういう場合もございます。これらのことに関しまして、当然ではあります、当たり前の対応、こういうものが求められております。

それと併せまして、今、注意を払うべき問題として、かもしれない、こういう方への対応をどうするかという問題が提起されております。先ほどの答弁でもありましたが、匿名でいろいろな相談がある、こういうこともその中に含ま

れているのではないかと推測されます。

かもしれない、ひょっとしたら私、人と違う志向とかそういうのを持っていると違うのかなとか心で感じているけれども、表には今は出していない、潜在的に悩み、葛藤していらっしゃる、こういうケース、相当数あると言われております。

統計的に見ますと、こういう方がいらっしゃるというのは当たり前のことなんですけれども、そういう方々への配慮や対応、これがまだ不十分なんではないかと、もっと丁寧にするべきではないかと、こういうことが言われております。私もこれ大事なことだと思っております。

かもしれない、潜在的な部分で悩みを抱えているケースにつきまして、明和町ではどのような対応がされているのか、そしてもしくは今後どのように対応されていかれるのか、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） このような悩みを持たれている方が、気にせず相談できる体制をつくるのが最も大切ではないかというふうに思います。このような悩みを持たれている方が相談に来られた場合には、今まででもそうですが、今後におきましても十分に傾聴し、共感できる対応を取っていくとともに、しかるべき機関へつないでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ある一定、これはすごくデリケートなことなので、オープンにし過ぎてもいけないと、そういういろんな問題もあると思います。慎重な対応をお願いをしたいと思います。

これに関連しまして、10代、20代の若い世代のSOGI当事者にとって、同じ悩みを持つ先輩や仲間と力づけし合える関係をつくっていくことが大切であ

ると考えて、情報を共有できる場所を設けるなどの取組を行っている自治体がございます。明和町でも、このような取組、こういうのも進めていくことも必要なんではないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 県内でも、取組を行っている市がございます。そのような取組が広がれば、当事者の方々も心強いというふうに思いますので、町としましてどのように関わっていけるか、検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ぜひとも検討を広げて、進めていっていただきたいと思います。

続きまして、性暴力についてお伺いをします。

あってはならない、こういうことなんですけれども、万が一このようなことが発生をした場合、被害者を支援をする体制、これはどうなっているのでしょうか。安心して助けを求め、逃げ込める場所の存在、心身のケアを行う相談体制、これは医療も含めます。また、教育、これは被害者、加害者にならないための教育です。そして、ワンストップ支援センター、これの現状などを答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 被害者、加害者にならないための教育としまして、毎年、明和中学校では中学校2年生を対象に、伊勢市立伊勢総合病院、村松医師を講師に招き、思春期と体と性を題材として講演をしていただいております。その中で、性をめぐる様々な問題として性被害やデートDVなどについて話をしていただき、またトラブルに巻き込まれないようにするための講話を受け、子どもたちが自分自身で守ることや相手を思う大切さを学んでおりま

す。

そのような状況下においても、現実的には性暴力もなくならず、助けを求められる人もいます。そのような場合、みえ性暴力被害者支援センターよりこういう施設がございます。

よりこは、平日の午前10時から午後4時まで、性犯罪や性暴力被害の専門知識を有する女性相談員が電話を受け付けております。内容によっては、性感染症や急性避妊措置などを行っていただく産婦人科を紹介し、早期に心身の回復ができるよう支援を行っているところです。条件によりましては、医療費の一部もこのよりこが負担をし、医療機関や警察に出向くことが不安な場合には寄り添うこともできます。また、このような相談は、精神的カウンセリングが必要な場合もあり、精神科医も紹介をしております。

また、電話だけではなくて、面接相談や相手方への出張相談、法的な場合には女性弁護士の無料相談も実施をしまして、1か所で相談員が実施できるよう、平成27年6月に開設をされました。

相談があった場合には、みえ性暴力被害者支援センターよりこや、ケースに応じて他の施設も含め紹介をしていきたいというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 先ほど答弁いただきましたこの三重のワンストップ支援センターよりこ、これにつきましては、私、女性で、女性用のトイレ入るとこういうものの掲示がされていたりして、これは大変心強いことだと思っております。

ですけれども、やっぱりこの町内で、何かあったときにすぐに逃げ込めるような体制というのがあったらいいなと思っておりますので、今後、検討願いたいと思います。

そして、またこのよりこ、みえ性暴力被害者支援センターなんですけれども、

先ほど営業時間も言われましたけれども、営業といたら失礼ですけども、対応時間言われましたけれども、もうこちら、土日とか年末年始とか夜間、これは後日の相談になると、こういう現状があります。本当の意味での緊急対応ができない、こういうことが言えるのではないのでしょうか。

そして、また全国的にワンストップ支援センターへの国の支援がまだまだ足りていないという現状もあります。それに対して、国は必要な予算をなかなかつけてくれないという、こういう現実もございませう。こんなことではいけないと私、考えております。

性暴力被害者に対しては、先ほど答弁にもございましたが、事の重大さからもう24時間、年中無休で迅速なサポート体制を整えることが求められます。相談員や相談箇所、これを増やすこと、そして丁寧な対応ができる体制をつくっていくこと、そのために十分な予算をつけること、国に言うべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） よりこに関しましては、確かに議員さん先ほどおっしゃられたように平日のみの施設でございますので、緊急時には24時間対応してくれる警察に連絡をいただくこととなりますが、緊急を要しない場合には、その他相談施設として配偶者暴力相談支援センターや警察総合相談電話、DV相談ナビ、フレンテみえなど土日に相談できる施設や夜間の相談先として紹介をしていきたいと思っておりますので、町としてはまずこのような対応を取っていききたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、どうぞ。

○7番（田邊 ひとみ） 本当に慎重な対応を、もしも町のほうに緊急でという駆け込みがあるかもしれませんので、そういうことも念頭に入れていろいろな対応をしていただきたいと思います。

もうこの性暴力に関しましては、現実には多くの痛ましい事件、起こっており

ます。多くの被害者の方が、苦しみや痛み、背負って生き続けなければならない、こういうこともあります。また、対応いかんによっては周囲の、周りの人間が二次被害、これを加害してしまうと、こういうこともございます。このことを解決していくことが大切だと考えております。

冒頭で申し上げましたフラワーデモ、三重県でこれを立ち上げた大学院生が、今までは性暴力の問題、これで声を上げられなかったと。フラワーデモという形だけではなく、被害者が孤立するのを防いでいきたいと、このように話をしております。これ全ての人の心からの願いだと私も思っております。加害者も被害者も出さない、そのための努力、怠ってはいけないと考えております。

性暴力をめぐる法の改正、これも当然行われているんですけども、現状はまだまだ不十分な点が多いと考えられます。

この本町の議会の委員会でも話が出されました犯罪者被害者等支援条例、これの策定についても、被害者を守るという観点で条例の制定、これから検討もされていくと思うんですけども、前向きに取り組んでいただきたいと考えております。こういうものの中でしっかりと整備をして、様々なことに対応できる形をつくっていく、このことを強く求めて次の質問に入ります。

初めのほうの質問で言いましたけれども、アウトティングというものに対しての考え方を伺います。

本人の了解を得ずに性自認や性的志向を暴露するアウトティングについて、厚生労働省がいわゆるパワハラ対策指針、これの素案を策定をして、私的なことに過度に立ち入ることとして労働者の性的志向、性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することをパワハラに該当する事例として明示をしております。この指針に基づきまして、こちら明和町ではどのような対応をされているのか伺います。

また、労働者だけでなく、若い人に向けての啓発等もございましたら、併せてお示しくください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 当該素案につきましては、性自認や性的志向のアウトティングの箇所も含めて数か所修正が入るなど、いまだ案の状況でございませう。今後、指針が示されましたら、国や県からの啓発物なども利用しながら啓発をしていきたいと思ひますし、若い人たちに向けた啓発も考えていきたいというふうにご考慮しております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございませうか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 国の動きを見ていかなければならないという部分もあるんですけども、やっぱりこのハラスメント、こういうものに対してはもう敏感に対応していただきたいと思ひます。

特に、アウトティング、これ重大な人権侵害であるということもございませう。そして、またそのほかのハラスメント、最近、本当に新しいのではコロハラといって新型コロナウイルスに関連するハラスメントと、こういうのも生まれてきてると、こういうこともテレビで言っておりました。被害者の保護、そして併せまして被害者、加害者にならないための啓発教育、これを続けていただきたいと、これは要望しておきます。

若い世代についてお聞きしたことに関連して、中学校の制服に関して質問を行います。

岐阜県立高校の制服が選択制になるという報道がございませう。女性の制服に関してスラックスの依頼が増えてきた、その要望に応じて女性用のスラックスを導入する、こういうことでもございませう。既に岐阜の農林高校ではスラックスが導入されております。全国で学校の制服の見直し、これが進んでいるように思ひます。三重県の高校においても、校長会で検討していくと、こういう報道がございませう。

明和中の制服は、長年町民の皆さんに親しまれております。ですが、ジェンダー平等、多様な生き方を進めていく上で、時代の要求に応じて制服の在り方

も見直していく、そういう時期なんではないかと、こういう思いを持っております。

この制服に関して、明和町としてどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） すみません、制服の質問ということで、三重県の高校におきましては、平成27年4月の文部科学省の通知による性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてを踏まえ、学校と本人、保護者と話す中で制服の取り扱いを、対応をしているところでございます。

明和中学校につきましても、同様に文部科学省の通知を踏まえ本人、保護者、学校等で話を行い、対応することとなっております。

このため、LGBTやSOGIについては本人の意向を尊重する中で配慮し、対応いたしますが、多様性での制服については、今のところ対応し切れていないのが現状でございます。

ただ、制服についての見直しの要望はないのですが、あった場合、保護者、生徒、学校とで検討してもらうことになると思います。

また、中学校での学校生活のほとんどが体操服で過ごしており、以前は男女で色を変えておりましたが、今は男女とも同一のものを着用していることから、ふだんの学校生活では男女といった違和感を持つことなく過ごすことができるのではないかと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 今、中学生の子どもさん見ると、ジャージ姿で元気にグラウンドで行動されている、そういう姿を見ると安心する部分もございませけれども、事例といたしまして、これから女性のスラックスだけでなく男子生徒の方がスカートをはきたいという、そういう要望が起きてきたり、現実の中

で将来的に男性の方が女性の自認の中で髪の毛を長くしていたら、就職の最終的なところで就職がだめになってしまったとか、こういう事例もございますので、いろんなところに対応してこれからもしていただきたいと思います。

次の質問では、多様な生き方の中には、性自認だけではなくて身体的な悩み、心の悩み等で配慮が必要な場合も出てくると考えられます。デリケートな部分でなかなか表に出してこられない話だと思いますけれども、反対に表に出にくい、そういう問題だからこそ私も心配をしております。

私自身も、若いころいろいろあって、でもそれが言えなかったと、そういう経験ございます。若いころの悩みや葛藤は、その後の人生に大きく影響してまいります。それらを思うと、制服だけではなく学校生活全般における配慮、これが必要ではないかと考えます。これらに関してどのように考えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 学校におきましては、本人の苦しみや悩みを少しでも取り除くことができるよう相談しやすい環境が必要で、養護教諭が大きくそれを担っていると考えております。

また、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を図りながら支援を進めることが重要であり、学校生活を過ごす上でトイレやプールでの着替え、修学旅行での入浴などの不安や悩みが考えられます。

このため、トイレは職員トイレの使用や多目的トイレを利用することができます。また、プールでの着替えは保健室や休憩室などの利用により対応することができております。中学校の修学旅行では、現在、3人部屋で入浴は各部屋についているユニットバスにより一人一人が個別で入浴しております。このように、学校ではトイレや入浴など配慮した対応に変えてきており、こういった意識が高まってきている中、ここまで考えなくてはいけないのではという、とった取組ができる時代になってきたと感じております。

それぞれ学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境や対応を行

い、安心して学校生活を送ることができるように日々、教員は児童生徒のことを思い取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。配慮ある対応をされているというところをお伺いしました。これからもその継続、そういうものを求めたいと思います。

性自認等だけではなくて、子どもさんの対応にいたしましては、去年の児童虐待、去年、2019年、通報が過去最多になっている、全国では、こういう報告もでございます。学校だけではなくて家庭での子どもの人権も一緒に考えていく、そういうこともありますので課題はたくさんあると思いますけれども、しっかりと家庭との連携も含めて継続して行っていただきたいと思っております。

続いての質問に入ります。

選択的夫婦別姓制度についてお伺いをします。

現民法では、夫婦は同姓、これが義務づけられております。こんな国は日本だけです。結婚後もこれまでと同じ姓を使いたいと思っている人は、望まない改姓に葛藤したり事実婚、通称を使用するなど不利益や不都合、これを強いられております。調査によると、96%の女性が改姓をしております。不利益、不都合を強いられているのは多くの女性であるといえます。

今、多くの方々から、選択的夫婦別姓制度の実現を、こういう声が上がっております。法律による夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反している、この考えのもとに、昨年の参議院選挙においてもこのことが争点の一つとなり、自民党以外の主要政党、導入を主張をしております。

また、平成29年に実施をした家族の法制に関する世論調査の結果でも、夫婦が婚姻前の名字を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前

の姓を名乗ることができるように法律を改めても構わない、こう答えた割合が42.5%ございました。また、国の男女共同参画の計画でも、検討を進めること、このようにされております。このような社会の動きに対する明和町の考え方をお尋ねします。

まず、これまでの事例として、婚姻の手続の際などに別姓についての問い合わせ、相談があったのでしょうか。これをまず答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 夫婦別姓につきましての問い合わせや相談については、夫婦別姓の直接的な相談というよりは、日常の戸籍の手続の中で、夫婦別姓に関わる意見として何うことはあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） いろいろ町民の方、住民の方からもご意見が出ていると、そういう現実があるということをお伺いしました。

こういうこともある中で、現在、多くの皆さんの声を反映して、公的な書類等で旧姓を括弧書きで併記すると、こういうことができるようになってきております。これが今、どのような形で実施されているか、答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 11月から始まりました旧姓表記の制度でございますが、住民票や印鑑証明が必要な方で、窓口で希望者の登録を行っていただければ、旧姓を表記した証明を発行しております。既に登録された方も見えまして、コンビニでの交付、コンビニ交付された場合でも旧姓併記の対応となっております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） このような形で括弧書きで併記されるようになったと、これだけでも制度がみんなの思いに何とか追いついてきているんだなとこういう一定の理解はしておりますけれども、旧姓併記という形では、基本的に夫婦別姓という扱いにはなっておりません。

改姓をする、苗字を変えると、その煩雑な手続、いろいろあるんです、免許証であったり金融関係のものであったり、それとか職場での不利益や精神的負担、こういうものは何ら軽減されていないと考えられます。

苗字を変える側にとって、いわゆる生活上の困りごと、これが依然として残っております。制度でその人の生き方を縛るのではなくて、本人の意思を尊重する制度に変えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。選択的夫婦別姓制度についてのお考えをお示しくください。

○議長（北岡 泰） 町長だね、これは。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 女性の社会進出につきましては、喜ばしいことでもあります。進めていく必要があるというふうに思っておりますけれども、その中で氏を改められた女性にとっては不便、不利益が生じていることも現実としてはあるというふうに思っております。

しかしながら、この制度の施行につきましては、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題でもあり、国政レベルで慎重に進められるべきものであるというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 当然、国政レベルの議論であって、国会のほうでも議論されているんですけれども、やっぱり現状というのを鑑みていろいろと声を

上げる必要はあると思っております。

また、この氏を変える、改姓に係る事務的コストも大きな無駄だと、こういう話もございます。マイナンバーに旧姓を表記するためのシステム改修で100億円もの予算、国のほう、つけたという話も聞いております。また、これ市町村で改修する、こういうことにも費用がかかる、こういう国会答弁もございました。そしてまた、1人を改姓させる手続に係る自治体の人件費だけでも最低3万円かかると、こういう調査もございます。

2017年には、結婚が60万7,000件、離婚は21万2,000件、そのうち6割が旧姓に戻ります。コストがかかってまいります。親の離婚、再婚に伴って子どもが改姓をしてもコストがかかります。莫大なコストをかけて維持をしているのが夫婦同姓ではないでしょうか。

現在、結婚する男性の96%、改姓をしておりません。もし選択的夫婦別姓制度を導入して改姓を望まないというのであれば、この96%の男性と同様に手続が不要となります。自治体においても企業においても、改姓にまつわるコストが減ると言われております。

この別姓婚、導入されればジェンダー平等の観点からもよい方向に進みますし、こちら明和町としてもコスト削減の一端になるのではないかと、いいことづくめではないかと私、考えております。こういうことも含めまして、やっぱり声を上げていただきたいと思います。

そして、また国のほうでの改正、こういうものがあるまでの間、婚姻等の際に相談があったとき、しっかりと寄り添う対応をしていただきたいと思いますと考えております。答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 法務省におきまして、平成3年から法制審議会におきまして婚姻制度の見直し審議を行ない、平成8年に法制審議会が民法の一部を改正する法律案を、法律案要綱を答申し、選択制夫婦別姓制度の導入が提言されております。

この答申を受け、法務省では平成8年と平成22年に改正法案を準備しましたが、国民階層に様々な意見があったということで、国会への提出は至っておりません。しかし国の第4次男女共同参画計画におきましては、家族の形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、そして女子差別撤廃委員会の意見等も考慮をしまして、選択制夫婦別姓制度についての司法の判断を踏まえた上で検討を進めているというところでございます。

明和町としましても、今後の国の動きを考慮した上で、住民に対してしっかりとした対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） この選択制という、それぞれの人がそれぞれの意思でどうするかという、こういうことを選べる制度は、多様性を認める社会をつくるには必要だと考えております。このことを申し上げまして、次の質問に移ります。

同性婚についてお尋ねをします。あわせて、パートナーシップ制度についてもお尋ねをします。

2019年6月3日、共産党などの野党3党は、同性同士の結婚を法制化する民法の改正案を衆議院に共同で提出いたしました。婚姻の届出を定めた民法793条を、婚姻は異性または同性の当事者が戸籍法の定めるところにより届け出ることによってその効力を生ずると改正する、こういうものでございます。同性同士で暮らす人に対し、法律婚という平等の権利を保障して、多くの人にとって生きやすい社会になる、このことを求めての民法を改正、こういう思いでございます。

同性のパートナーは、婚姻関係にある夫婦と同様に生活を送っていても、入院先の病院での面会ができない、手術の同意、説明、意思決定などできない、住宅ローンや賃貸住宅などを利用できない等々、不利益を被っております。同

性カップルなどの人権を保障するためにも、国に同性婚などの法制化を求めるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

そして、その第一歩としてパートナーシップ制度、公的認証、こちらに踏み出す自治体が日本全国でも誕生しております。私の調べた時点で、26の自治体がオーケーとなっております。こちら明和町でも、パートナーシップ制度、実施したらいいでしょうか、若い人からこういう声も聞いております。同性婚についての認識や公的承認、パートナーシップ制度についてのお考えを伺います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 同性婚の部分につきましての法制化の部分につきましては、国のほうで議論されておるところですので、町として今の段階でちょっと答弁させて、どうのこうの言わせてもらうのはちょっと控えさせていただきますけれども、パートナーシップ制度につきましては、県内でも取り入れている自治体もございます。また、全国的にも、ご紹介もありましたけれども、取り入れているところも増えてきたというかあるということで聞いておりますので、先進的な自治体の状況を見た上で、当町としてもできるのかどうなのかという部分を一度検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 先進的なところ、そういういろんなIT技術とかAI技術入れるのも大事だと思っております。その中で、こういうことも先進的なことをどんどん取り入れていただきたいと思います。要望しておきます。

私自身、同性婚やパートナーシップ制度について、個人が自由に選択できる、これが大切だと考えております。

町長もおっしゃられましたが、今、国のほうでも安倍首相は同性婚については極めて慎重なという態度を取っておられます。この態度を見て、同性婚を望む皆さんからは、これは同性婚はやらない、こう言っているのと同じやと、こ

ういうように声を上げていらっしやいます。そしてまた、結婚をする際に2人の人格の結びつきが戸籍上の性別によって区別できるはずがないじゃないですかと、生殖の可能性とか社会通念だとか歴史的経緯だと、こういうことはこじつけであって多数派の傲慢だと、このように声を上げていらっしやいます。同性婚したいと思う人がいらっしやるのであれば、それを選択できる環境をつくっていくことが必要なんだと考えております。誰もが平等に、それこそが人権を守ることだと私は考えます。

本日、質問してまいりました選択的夫婦別姓制度や同性婚、これらは民法上、戸籍法上の差別的規定の廃止、法改正を求める国際的な運動に基づいて進められていくべきと考えます。あわせまして、結婚最低年齢における男女差や女性だけにある再婚禁止期間、子どもの出生についても民法の婚外子相続差別、これが廃止をされたのに、戸籍法では出生届に結婚による子どもかどうかの記載を義務づける規定がまだ残っている等、まだまだ法的に改正していかなければならない、こういうことがたくさんございます。

世界から見れば、ジェンダー平等には程遠い日本の現状、国際自由権規約委員会、国連子どもの権利委員会、国連人権理事会などが差別的規定の廃止を行うようにと何度も何度も日本政府に勧告を繰り返しております。女性差別撤廃条約選択議定書、こちらは現在107の国が批准をしておりますけれども、日本政府はずっと検討中ということでございます。批准を求める請願、参議院のほうで17回採択をされているということなんですけれども、政府はまだ何もしておりません。

今年の国際女性デーに向けて、国連の声明が出されております。ジェンダー平等は、根本的に権力の問題、権力格差をなくすことが必要。そのためのシステムの変革を始めること、女性だけでなく全ての人の力が発揮できる社会へ進むことが必要と、このように述べられております。ジェンダー平等を実現するためにも、国の制度を変えること、国際的な基準に合わせていくこと、これが今、強く求められると考えます。

そのために、やはり地方から、私たちも声を上げていくこと、改善をしていくこと、これが必要と考えます。そしてまた、私たち一人一人が学習をして、そして実践をしていく、これも大切だと考えております。このことを最後に申し上げます、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。前の時計で50分まで。

（午前 10時 42分）

---

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 50分）

---

### 3 番 山内 理 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、山内理議員であります。

質問項目は、「防災対策について」の1点であります。

山内理議員、登壇願います。

( 3 番 山内 理議員 登壇 )

○ 3 番 ( 山内 理 ) まず、よろしくお祈りします。

ただいま、議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスに感染された方々の一刻も早い回復と、終息を迎えることをお祈りするばかりでございます。

また、新型コロナのニュースばかりですが、その陰で南極大陸、いわゆる南極です、南極の最高気温が史上初20度を超えたというニュースが最近ございました。昨日かなり温かかった、ぽかぽか陽気なんです、あれでも20度弱ぐらいなのかなと思います。つまり、あの気温が南極で温かかったと、やっぱりどう考えてもこの地球上、最近少し変だと思わざるを得ません。

また、明和町においても、毎年のように台風、大雨による避難勧告が出されております。でも、心配ばかりしておられません。ただ、明日の3月11日、9年前に東日本大震災が起き、東海・東南海地震が必ず来るということで、明和町6基目の根倉・行部津波避難タワーが完成し、これで明和町北部、海岸沿いの避難場所が整備されたということでもあります。備えあれば憂いなしであります。

しかし、地震といえば津波だけではなく、家屋の倒壊なども心配され、北部だけではなくまだまだ明和町全体での防災対策が必要かと思われれます。

そこで、質問させていただきます。今後のまち全体の防災対策をどうされていくのかを、まずお伺いします。

また、津波避難タワーの管理はどうされておられるのか、どうしていく予定なのか。地元自治会などで防災訓練などのときにタワーを実際、もう既に完成しているところではですが、タワーを使用した訓練などをされているケースはあるのでしょうか。

以前の説明で、タワーの階段、階段を上るときに高齢者や体の不自由な方々はどうやって上るんだという意見がちょくちょくあったのですが、そのときの

説明で、高齢者、また不自由な方々の両脇で健常者が抱えて階段を上るとい  
ような説明もなされておりました。だから、せっかくそういう装備があっても、  
実際それを活用してもう訓練なされているのかどうか。

それと、そこで避難タワーを活用して訓練を具体的にやっていかないと、本  
当に地震が来たときに対応ができないのではないかと思いますので、その辺  
をちょっと詳しく教えてください。

もちろん、備えあれば憂いなしですが、結局のところは町民全体の人々の防  
災意識が減災の大きなウエートを占めるのではないのでしょうか。防災意識を高  
めるためどのような対策が取られているのか、また今後取っていくのかをお聞  
きします。

そして、地域防災懇談会も長く行われてきたように思います。それで町民の  
防災意識も随分上がったと思われませんが、またその具体的に成果をそれぞれ一  
緒にお伺いいたします。長くなりますが、よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 山内理議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 山内議員のほうから、今後の防災対策についてのご質  
問をいただきました。

ご紹介をいただきましたとおり、津波避難タワーにつきましては計画どおり  
6基のタワーの整備が完了したところです。

今後の防災対策といたしましては、これまで実施してきました地域防災懇談  
会を継続して実施していきたいと思っておりますし、また住宅の耐震化、プロ  
ック塀の除去、自主防災組織の設立・育成、防災訓練の実施等も継続して実施  
してまいりたいと思っております。

特に、防災、地域防災懇談会といったソフト面で、やはり防災意識の向上と  
いうのを図っていくことが大切だというふうに考えていますので、力を入れて  
いきたいと考えているところです。

昨今は、台風や大雨による河川の氾濫等が全国各地で発生し、大きな被害を  
もたらしております。昨年の台風19号では、町内の河川におきましても越水し

そうになったところもありました。しゅんせつ等の必要性も感じているところ  
であります。河川の関係につきましては、県のほうにも要望をしていきたいと  
いうふうに考えているところです。

タワーの管理などにつきましては、担当の防災企画課長のほうから答弁をさ  
せていただきます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 失礼いたします。

何点かご質問をいただいておりますので、1つずつお答えさせていただきます。  
す。

まず、1点目、津波避難タワーの管理についてのご質問をいただきました。

タワーの管理につきましては、明和町津波避難タワーの設置及び管理に関す  
る条例を定め、そちらで町が行うことと定めております。

津波避難タワーには備蓄倉庫を備えておりまして、そちらには保存水、簡易  
トイレ、トイレテント、汚物処理剤、防寒シートを備蓄しております。また、  
階段の上り口に設置しております倉庫には、簡易担架とエアストレッチャーを  
備えております。いずれも町のほうで備蓄をしたものでありますので、町が管  
理してまいります。

タワーによりましては、自治会からのご要望によりまして、自治会でご準備  
いただいた資機材等を倉庫に入れていただいているといったところもございま  
す。これらの資機材等につきましては、自治会の責任において管理をしていた  
だいております。

2つ目の、地元の自治会の訓練でタワーを使用しているのかといったご質問  
をいただきました。

年に1回、総合防災訓練を行っておりますが、その際には津波避難訓練も実  
施をしていただくということでご案内をさせていただいております、その際  
に津波避難タワーを使った訓練をというようなご提案もさせていただいており  
ますので、自治会でその際にタワーを使った訓練をしていただいております。

また、総合防災訓練以外でも、地域の出合い等に合わせていただいで津波避難タワーを使っていただくといった形でのご活用も考えていただきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、体の不自由な方の支援に関する訓練に関してのご質問をいただきました。

津波避難タワーは、先ほども申しましたように階段の上り口の倉庫に体が不自由な方を支援していただくための補助用品、補助用具である簡易担架、エアストレッチャーを準備、備蓄をしております。地域の方には、見学会やチラシを回覧させていただく等により、そういったもののご案内をさせていただいておりますが、自治会の訓練では、お使いをいただいでいないように思っております。

消防団も、津波避難タワーの避難訓練を実施していただいでおり、その際にはエアストレッチャーを使った訓練も実施していただいでいるというようなお話は伺っております。

自治会が実施される訓練の際には、それらの補助用具を使った訓練等、避難行動要支援者の支援に関する啓発等も引き続き啓発にも努めていきたいというふうにも考えております。

防災意識を高めるためにどのような対策を取っているのかというようなご質問をいただきました。

既にご存じのとおり、平成24年度から大淀地区、下御糸地区で地域防災懇談会を実施をし、25年度からは上御糸地区、26年度から明星地区、28年度から斎宮地区でも実施をし、現在では町内全地区で実施をしているところでございます。

毎年10月には総合防災訓練を実施し、自治会において避難訓練、安否確認訓練、情報伝達訓練、また主会場での各種訓練や啓発展示等を通じ防災意識の高揚を図っているところでございます。

また、防災無線を使って朝と夜に行政案内を行っているところでございます

が、それに併せまして住宅の耐震化、ブロック塀の除去、ガラスの飛散防止、避難経路の確認などの周知を行っているところでございます。

防災マップの配布も実施をしてみましたが、現在、使っております防災マップは、平成21年3月ですので11年前に作成したものでございます。本年度、新たな防災マップを作成しているところでございます。近日中に完成をする予定でございまして、4月になってからとなりますが、各世帯への配布を予定しているところでございます。

地域防災懇談会の成果についてご質問をいただきました。地域防災懇談会を通じまして、要配慮者に対する地域での支援、自主防災組織、世帯台帳の必要性、地域や避難者による避難所運営等をテーマに実施をいたしました。それにより、地域での助け合いの意識、共助の意識の向上が図られたと受け止めております。

また、自主防災組織の数も増え、現在、95自治会のうち53の自治会と1つの団体で計54の自治会、団体で自主防災活動が行われております。世帯台帳に関しましては、5割近くの自治会で取り組んでいただいております。

避難所運営に関しましても、懇談会にご参加をいただいている皆さんで意見を交換し、各避難所の運営マニュアルを作成していただいているところでございます。

総合防災訓練への参加や自治会の独自訓練の実施も、地域防災懇談会の実施により、それ以前より増えているというふうに受け止めているところでございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○3番（山内 理） いっぱいいただきました。一つ一つ確認をしながら行きたいと思っております。

まず、町長の件ですが、今後も懇談会を継続すること、ブロック塀だとか耐震化とかいろいろ予算を盛ってということなんですが、先日の補正予算のときもそうでしたけれども、もうずっと毎年その項目も同じで上がっているんですが、件数が少ないのではないかというような議員からの質問もありましたし、いろんなことでもっと工夫をして町民さんに分かりやすい定義の仕方だとかいろいろやっていかないと、毎年毎年予算で上げていても、結局は数人、数か所しかブロック塀にしても木造家屋の耐震にしても行かないという意見がありましたけれども、違う形というのはお考えでしょうか。それとも、やっぱり同じように例年のパターンで行かれるのでしょうか。

やっぱり変えるべきではないかと思いますが、これは町長が変えていただかないとなかなか難しいのではないかと思います。町長のご答弁をよろしく願います。

○議長（北岡 泰） 山内議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 件数が、補助金の申請の件数が少ないということで、こちらにつきましては議員おっしゃられるように工夫していかなければならないというふうには思っております。ただ、今この場でどういう工夫をするかというのは、ちょっと担当とも考えながらしていきたいと思っております。

ただ、メニューとしてはやっぱり置いておかないといけないというふうには思っておりますので、その中でどういうふうな啓発というかPRができるかというのは工夫していきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○3番（山内 理） ぜひとも、後でも述べるんですけども、同じパターンの啓発の仕方やと、どうしても精神的に飽きるという言葉は妥当かどうかあれですけども、なれ合いっこになってしまいますので、やっぱりいろいろ工夫をしていただくということをぜひともお願いして、その件は町長にお願いしたい

と思います。

その次に、津波避難タワーの管理、町が管理して、備品の、町が管理をして備品を備えて、ちょっと聞き逃したんですけれども、自治会は何の責任を持つんですか。この辺もう一度と、それと、やっぱりもっと自治会さんと町が管理、もちろん町がしていくんでしょうけれども、別に避難タワーを、活用するという言葉が妥当かどうか分かりませんが、本来、避難タワーは無用の長物であれば一番それに越したことはないんですが、もっと避難タワーに対しての、地域の方々からするともっと身近というか、もしものときはすぐあそこへ行くと。本来、もっと山のほうに逃げるのが本当でしょうけれども、もし逃げ遅れ場合はあそこ行くというのをもっと自覚を高めるためにおいても、もっと自治会さんと町が密接に何らかの対策をしていただいたほうが、何か建っただけでという感じがします。

それから、今、私の聞き漏れでしょうけれども、自治会の責任というのは何か、もう一度すみません、教えてください。

○議長（北岡 泰） 山内議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 私が先ほど自治会の責任でというふうに申し上げましたのは、タワーには自治会の方、自治会のほうからのご要望で自治会でそろえていただいた資機材等をタワーの倉庫に入れていただいているというのがあります。これはもうあらかじめ町と自治会のほうで話をしながら、こういったものを置きますよというようなお話をいただいておりますけれども、その自治会でそろえていただいたものにつきましては、自治会の責任で管理をしていただくということでございます。

それと、2つ目の自治会とタワーの活用についての密接なというようなお話をいただきました。

タワーにつきましては、先ほど申しましたように倉庫の中に自治会で必要なものがあればそちらへ置いていただいても構いませんというようなことから、自治会に鍵をお預けしております。これは、倉庫の鍵だけではなくて、階段の入

り口の鍵もお預けをしておりますので、自治会で必要に応じていつでもお使いをいただける状態をつくらせていただいて、必要に応じてお使い、急に今日とか明日とかといった場合でも、お預けしてあります鍵を使ってタワーのほう上がっていただいたり、倉庫の中の点検をしていただいたりということができるようになさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○3番（山内 理） 自治会さんが持ち込んだものということですね。分かりました。

それで、自治会でタワーを、せっかく建てたんですから、タワーを使った避難訓練はお聞きしたところ、使っているところもありますというだけで具体的にどこなのかちょっと教えてほしいのと、それと使うようにと提案しているということでしたけれども、やっぱりどんどんそれを積極的にやってほしいなど。

それと、そのエアストレッチャーですか、2人で抱えるというものに関して、先ほど消防団のほうでも少し使っていたというような答弁があったと思うんですけれども、消防団の方はある意味プロですし、実際はそういう災害が起こったときに自治会の若い人たちがそれを使って高齢者を引き上げていくということですので、消防団だとか役場の人とか特定の人じゃなくて、本当に自治会ですとそれを使う訓練とかをしておかないと、いざというときに避難をしたはいいけれども、下で高齢者が困っておっても気がつかないという状況になり得る可能性もありますので、とにかく実際に町民さんがそれを使ってするという訓練といいますか、そういうのをまだまだ、意識が高ければとうにやっていると思うんですけれども、まだまだそのものの、町が用意したものが町管理ということになると、なかなか使いづらいということもあるでしょうし、その辺を積極的にしていただきたいんですが、その辺はいかがで

すか、やっただけですか。ちょっと答弁願います。

○議長（北岡 泰） 山内議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 1つ目の、訓練で自治会のほうでタワーを使った訓練をしているかという、どこがという具体的な自治会名をとということでございました。

本年度の総合防災訓練におきましては、大淀の津波避難タワーでは大淀地区、三世古といわれるところ、それから大淀全体でご活用をいただいているというふうに思っております。また、山大淀についてもその山大淀津波避難タワーをご活用をいただいておりますし、大堀川新田の津波避難タワーにおきましても、周辺の自治会のほうでご活用をいただいております。

ただ、2つの、浜田・八木戸、それから北藤原・川尻につきましては、今年度、同日に実施をされているということはございませんが、今年度のちょっと訓練、私どものほうにご報告をいただいているところではちょっと確認はできておりませんが、日にちを変えてとか自治会のきっかけと申しますか何かのついでとかいったようなところでご活用をいただいているのではないかというふうに推測をしているところでございます。

それと、エアストレッチャーの訓練でございます。おっしゃるとおり、消防団の方もそういった支援には当たられる場合もあろうかというようなことから、消防団ご自身でそれを1回使ってみるということで訓練をいただいているところもございます。

ただ、消防団だけではなく、地域住民の方にも今までも申しましたように、そういった支援が必要な方につきましては地域の皆様でご支援をいただきたい、助け合いで避難をしていただきたいというようなお話もさせていただいております。ご指摘もありました町のものということであれば、地域の方はなかなか使いづらいのではないかというようなこともご意見としていただきましたので、ぜひそういったものも地域の訓練、日々のときも見ていただいたり開いていただくのも一向に構いませんのでというところはご案内をさせていただきたいと

いうふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

山内議員。

○3番（山内 理） せっかく6基これで完成したわけですから、これを逆に今から6基いろいろ使った上での防災訓練、防災意識を高める方向を町のほうで、これで終わったからもう町民さんの自治会なり何やら消防団にお願いしますじゃなくて、今からまた再度、再出発やというような形で行政側からどんどん発信して、防災意識を高めていただければありがたいのかなと思います。

それと、防災懇談会の件ですが、平成24年度から始まってということですがけれども、一部、今の防災訓練があかんというんじゃないんですけれども、もうこれで長くやってきました。ですから、先ほど町長のところでも言いましたけれども、もっと中身の趣向を変えるとか何か変化を持たないと、なかなか毎年同じようなこと、こんな言うたら失礼ですけれども、一生懸命やっていたのに、というふうにイメージになってしまいますし、やっぱり工夫をしていただけたらありがたいのかなと思います。

それと、その防災懇談会に参加される方は、基本的には自治会長、それから民生委員の方とか学校関係の、ある意味関係者というか、自治会長にしても持ち回りで変わってきますので、こうやって何年も続けておれば町民さんみんな当たるやないかという考えもあるやもしれませんが、そこに一般の町民さんももっと参加しやすいような状況、もちろん時間帯であったり曜日であったり、またその辺も難しいんですけれども、それともう1点、やっぱりもっと女性が参加しやすいような形を取るべきではないかと思います。

というのは、この間の下御糸のときの資料をちょっと見たんですけれども、ある程度避難所という意味においてはマニュアル化とかいろいろ全部、もうこれ何年もたつので作られて非常に結構なことやと思うんですが、その中にやっぱり女性の感覚、女性の意見が、これはさっき冒頭で言いましたように東日本

のときもそうですし熊本地震もそうですけれども、いざ避難生活が始まると、やっぱり女性の感覚が非常に大事かなと。どうしても男性の感覚でやってしまう、それがその当時のテレビでも盛んに言っていましたけれども、女性の感覚が非常に大事であるということが言われていますので、そういったところ思いつきました。ある程度マニュアル化もできたようです。

再度、女性の目線からのマニュアル化というんですか、もっと女性の方々に参加していただくような形を工夫していただければと思うんですけれども、その辺どういうふうにお考えか、やっていただけるのか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 山内議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 地域防災懇談会の、まず1つ目はマンネリ化というようなご指摘をいただきました。

先ほども申し上げましたように、平成24年度から実施をしてまいりました。毎年度、いろいろなテーマを変えながら地域の皆さんとお話をさせていただいております。

当初は、机も口の字の形で進めて実施をしてきておりましたけれども、ちょっとはっきりした年は覚えていませんが、ある時期を境にグループで話し合いをいただきながらグループ討議というような形で、最終的に1つのテーマに沿ってお話をいただくというような形も取ってきております。

テーマにつきましても、先ほど申しました避難所運営マニュアル、世帯台帳、こういったことにそれぞれ年度ごとにテーマも変えながら、また人の交代も、役員さんの交代等もございますので、HUGといった避難所運営ゲームというんですけれども、そういったものも取り入れたりとか、ご指摘いただいたマンネリ化にならないように現在も工夫しておるところでございます、また今後も地域でどのような形でこの防災、地域の助け合いによって防災・減災の向上につながっていくのかというようなことを考えながら、テーマを設け実施をさせていただきたいというふうにご考へしているところでございます。

ただ、1つグループワークでさせていただいているということから、ふだん余り、それぞれの地域の中で交流のある方は確かに交流もあって親しい方はあるんですけども、そうでもない方々が1つのテーブルでお話をいただくというところで、また地域間のそういった意識も高まっていくのではないかなというふうなところも考えているところです。

また、参加をさせていただいている方につきましては、共助、地域での助け合いというところに着目をしまして、地域防災懇談会を開催をさせていただいているというところから、先ほどご紹介いただきましたように自治会長、民生委員、消防団、小学校、幼稚園、保育所といったところからまずは始まりました。その後、ご参加いただいている方々のご意見もありまして、小学校、幼稚園、保育所、こども園ですね、PTAの方、保護者会の方々にも参加をさせていただいてはどうかということから、ご参加をいただいてからもう数年たっているところがございます。

また、老人クラブの方も参加をいただいておりますし、自主防災組織の数も多くなってきておりまして、活発に活動していただいている自主防災組織もあるということから、自治会長のほうから自主防災組織として活動しているメンバーにも参加をさせたいというようなご意見もございまして、そういった方々にもご参加をいただいているところがございます。

そういった観点から、自主防災とか地域でご活躍をいただいている女性の方がありましたら、ぜひご参加をいただければなというふうに考えているところでもあります。

それと、避難所運営マニュアル、こちらについての作成におきましては、着目点の1つとしまして男女共同参画ということと、女性の立場を考えてマニュアルの作成をお願いをしますというようなお話をさせていただきました。

グループ討議をさせていただいておりますので、数はご指摘のようにちょっと少ないんですけども、女性が、だけが固まるというようなことのないように、振り分けもちょっとさせていただきまして、マニュアルの協議、検討をそ

それぞれのグループごとでさせていただきまして、そういった場で少しでも女性のご意見等をお聞かせいただけるような形で進めるグループ討議ということもさせていただいておりますし、そういった中でご発言もいただいている中での今のマニュアルであります。

先ほど申しましたように、地域自治会等、自主防災組織等々でご活躍をされている女性の方がございましたら、こちらのほうへもご参加をいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○3番（山内 理） ありがとうございます。

やっぱり、女性が大きなウエートを占めると言うんです、いざ何かあったときには必ず女性の力が必要ですので、その辺、今後も、これからは女性を含めたという形を大きく取り入れてほしいと思います。

それと、これは学校関係の方でしょう、お聞きしたいんですけども、小学生なんかは学校で防災訓練いろいろ先生の主導で行われていると思うんですけども、一つの提案で、親子で参加する何とかというような銘打ってやられると、お子さんとお母さんという見えるんだろうし、そういういろんな工夫とございますか、参加しやすいのを、もう時間も時間ですから強く提案させていただきますので、またこれをお考えください。

続きまして、次の、次に今度は太陽光についてお伺いいたします。

近年、多くの太陽光発電が設置されました。現在、この明和町内の個人を、個人の住宅にある分ですけれども、個人の分を、住宅のを除いて太陽光発電設置箇所数、それから事業所などをお伺いします。特に、町内の事業所さん、町外の事業所さんが分かれば教えていただきたいと思います。

また、太陽光パネルの特性、危険性といえますか、そういうものと、それから耐用年数、それから災害時や破損時においてパネルがどういうふうな、まだ

まだ発電するとかしないとか、その辺も含めて専門的な意見を、また町民として注意するところ、点を教えていただきたいと思います。

今後、地震や台風などでいわゆる二次災害を防ぐために、どのような対応をしていただけるのか、また町民さんにその辺をどういうふうに注意喚起していただけるのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 山内議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 太陽光発電の箇所数につきましては、昨年11月末現在でございますが527件で、事業所数は383件でございます。内訳は、町内事業所が60件、町外の事業所が323件です。

あと、耐用年数につきましては、あるメーカーにちょっと問合せをしましたところ、法定耐用年数は17年となっているそうですけれども、30年以上稼働している実績もありまして、現在もその施設は順調に稼働しているというふうなことでした。

なお、太陽光パネルの特性としましては、台風などで飛散しないようにJISの基準や社内基準の風荷重設計となっているそうであり、モジュールや架台、あと台ですね、それとか設置場所などに設置環境に適したパネルを設置するようになっているというふうなことでございました。

また、太陽光パネルは、晴天時には1枚当たりで約200ワットから250ワット発電をしているそうでございます。配線が接続されたままの状態、万が一パネルが土台から飛散、台風などで飛散した場合には、やはり感電する危険性もあるとのことでございました。

このような危険性につきましては、先ほど議員おっしゃられた二次災害の防止ということですが、今後どのような周知の仕方があるのか、設置届出先であります三重県とも相談をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山内議員。

○3番（山内 理） 町内が60件で町外が300以上あるんですね。

太陽光発電のときに、これ1年前でしたか、中井町長のときもお聞きしたんですけれども、いわゆる行政からすると、太陽光発電というのは個人の住宅と同じような感覚なので、行政がああだこうだというのは基本的には口出しはできない、一切手出しはできないというようなことがありました。これは、もう今ももちろんそうなんでしょうけれども、だからこそですけれども、これ町外の方がこの300何件もあるということはどういうことかというのと、これもし一般住宅として考えると、住宅は人が住んで、そこに住んでおるのか住んでおらんかすぐ分かるんですけれども、太陽光発電はそこに人は住んでいませんので、何か起きたときに、今は多分看板を、事務所の電話番号なり何なり看板を設置することが義務づけられておると思うんですけれども、やはりもしも電話したところが、いわゆるよくある会社さんが転売しているとか倒産しているとかで連絡がつかない、個人の住宅もありますよね。そのときに手出しができないじゃないですか、個人の住宅と同じということは。

今、課長から説明があったように耐用年数、太陽光パネルの耐用年数は17年、基本的には。だけれども、30年以上も稼働しているということが言われると。となると、もしも、もしもですよ、こんな心配ばかりしていても先へは進まないのでけれども、稼働しているパネルが台風か何かで道へ飛んできておると。それを通学の子どもたちが触ったらどうなるのやというのが、いわゆるそこら辺が、私もそうですけれども、町民さんにとっては非常に不安視される、将来どうなるのやろうなということなんだと思うんです。

私個人も思うんですけれども、大体17年から20年ぐらいという、太陽光発電の契約も何か20年ぐらいのスパンのようなことをお聞き、一部しました。となると、20年先というのと、もうここに当然いる方々は退職されていますので、もう違うメンバーが座っておるでしょうし、私なんかはもう20年いうたらこの世におらんかもしれんのです。

そのときに、今、将来に向けて何をすべきか、町として何ができるか、その二次災害を防ぐという意味においてですけれども、それをしっかり確立しておかないと、またそれを、今、松井課長それしていただいたとして、次の課長、次の、どんどん引き継いでいっていただかんと、20年先全然メンバーが違いますし、ただ町長はまだ若いですからまだご存命やと思いますので、あのときにこう手を打てばよかったとか反省もできる。私らもうこの世におらんだったら反省すらできやん状況ですので、だからそんなことに、笑いごとにならないように今から手を打つ、今やから手を打てることと思うんです。

だから、そういう意味では、さっきも言いましたけれども、最後に注意喚起をしていますかとお聞きしたんですけれども、特にはしていないと。けれども、実際問題、経産省ですか、それから総務省もホームページ上なんかで注意喚起していますし、九州のほうかな、の福岡県も、大牟田市やったかいな、そのホームページ上でも、もしもこういうときはこうこうこうで近づかないでくださいよとか、いろいろ注意喚起しています。

太陽光発電は、再生可能エネルギーですばらしいことなんですけれども、1つ取扱いを間違えると危険性を持っています。その辺は、行政の方も手出しはできないとはいえど、やっぱり十分に把握していただいて、将来ということを考えて手を打ってほしいんです。

そうすると、今、現実には災害が起きました、また台風が来て飛びました。そうすると、町民さんはその看板が書いてある電話番号に電話すれば一番いいかもしれないんですけれども、恐らく役場に電話がかかってくる。じゃ、今、行政はどういう対応をされますか。それをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 山内議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 今年の台風で、下御糸の地区の太陽光施設の実は入り口のフェンスが壊れて、台風で飛んでしまって、太陽光パネルのその施設内に自由に出入りができる状態になってしまったということが実はございました。

そのときは、速やかに現地確認した上で会社のほうに連絡をしましたところ、会社のほうがたしか土日か夜間か何かで営業時間外だったものですから、その留守番電話のほうに入れましたところ、その営業が始まったときに速やかに対応していただいたというふうなことがございました。

ですので、先ほど議員さんおっしゃられたように、何らかの連絡は会社のほうにつくわけではございますので、速やかにそういうふうに会社のほうに連絡をした上で、事業所のほうに連絡をした上で、例えばパネルが飛んでいたら撤去なり、フェンスなら修復をしていただくとか、そういった対応をしていきたいと、今でもしておりますし、今後もそういった対応はもちろんなんですけれども、住民への周知、喚起につきましてもいろんな事例、今、経産省とか大牟田市でありましたら大牟田市とかちょっと確認もしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） よろしいですか、答弁。

山内議員。

○3番（山内 理） 今、昨年度の対応の仕方を例として挙げていただいたんですが、今は電話すると相手出るんです。設置して間もないから、今は。問題としては、20年後に同じように電話して相手出るのかと。出てくれたらいいんですよ、出てくれたら。だけれども、先ほども言いましたように、一般家庭と、建物と同じということであれば、ましてそこに人がいないもので、転売されていたとか倒産されていたとか、じゃ倒産しておったらどうすんねやということになる。要するに、そこが不安視される場所なんです、そこが。今は連絡つきます、当然のことながら。じゃ、そのときにどうしようということも。

かといって、個人のものでありますから、今、先ほども言いましたけれども、今、行政としてどないもできやんというのもよう分かっております。だけれども、必ず来る問題であろうことは想定できるので、じゃどうするのかということを実際に考えていただきたいと思うんです。

これは、また先ほど言いましたように町長がトップダウンで将来に対してこ

うしておこうということを職員さんに言っていただいて、そしてそれを継続していくということをしていかないと、なかなか今は日に日に日の仕事で追われている状況だと思います。20年後をどうすべきかということを十分考えて、町長の英断をお願いしたいということを思います。

それで、これ繰り返しになりますけれども、スパンが長いですから、長いですから今、考えていただいて、それを次の世代へ引き継いでいっていただくということをぜひともお願いしたいんです。この場だけの話ではなくて、20年先にもこうなったらこうなるということを皆さん分かっておられるような状況を、ぜひとも町長にはつくっていただきたいかなと思います。

長々と話しましたけれども、太陽光発電ももう恐らくこれからはそんなに増えないかと思います。あと、何が不安なんやというと後の管理の問題、もしものときはどうしようということですので、その辺を強く要望していきたいんですけれども、もし町長が分かりました、それで承知しますとおっしゃっていただければならご答弁願えたらありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 山内議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 要は、管理者が変わっていったときにどう追っていくかという部分が一番大事なのかなという部分がありますので、今、償却資産の関係できちっと申告してもらっている場合はある程度追えると思いますので、そういった形できちっと、あと変わっていても追っていくようなことをどういった形でできるかというのを、そこら辺はおっしゃられるように電話してももう違うところやという話で、もうどこか分からんという話になってしまうと、次の段階で片づけしてもらおうのどこがするんだということにもなりますので、ほかの事例もあるかと思いますので、一度ちょっと調べさせていただいて、考えさせていただきたいと思います。すみません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

山内議員。

○3番（山内 理） 今、もちろん答弁はできないんですけれども、要は必ず将

来に向けてやっていただけるということを明言していただければ、町民の方も  
そうですし、私自身も安心して生活できますので、ぜひとも強く強く要望いた  
します。これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

長々となりましたけれども、これで私の一般質問を終わります。どうもあり  
がとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で山内理議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。1時まで。

（午前 11時 38分）

---

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

### 13 番 江 京子 議員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「災害時の要配慮者支援について」、「災害時の非常用電源に  
ついて」の2点であります。

江京子議員、登壇願います。

(13番 江 京子議員 登壇)

○13番(江 京子) よろしく願いいたします。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、災害時の要配慮者支援についてお尋ねします。

阪神・淡路大震災から25年、東日本大震災から9年、その間たくさんの地域で災害が発生し、多くの大切な命が奪われてしまいました。まだ各地で行方不明者の捜索が続けられています。

災害が起こるたびに犠牲になる多くの方が要配慮者と言われる方たちです。その中には、災害そのもので亡くられる方、災害関連死として亡くられた方がいます。近年の災害では、特に高齢者に関して深刻な被災が多く報道されています。

明和町においても、2020年には高齢化率30%を超え、要配慮者の方は年々増加していく傾向にあります。避難勧告、避難指示の報道のたびに思うのは、避難対象の人数の多さです。この中の要配慮者の人たちはどのように受け入れられているのかいつも不安になります。

そこで、お尋ねします。

要配慮者の方たちは症状は違っていても自分の体に不安をお持ちの方だと思います。安心できる場所がなければ、まず自分から避難する気持ちにはならないでしょう。昨年質問でもお聞きしましたが、福祉避難所の体制はどうなっているのかお答えください。

明和町には多くの高齢者施設があります。昨年の質問の後、災害時の福祉避難所のお話は、施設側とはお話をされたでしょうか。日々業務に追われて特に人手不足の業界ですから、なかなか災害時の話は難しいと思いますが、地域に根差した事業者として対応していただけるような姿勢を持っていただくためにも、粘り強く多くの福祉施設へ福祉避難所の提携を進めていただきたいと思います。

町長は町内の各事業所を訪問されているとお聞きしました。ぜひ福祉避難所のお話をしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員から福祉避難所の体制等はどうなっているのかというご質問をいただきました。

避難生活が長時間に及ぶ災害となった場合、要配慮者の避難所生活において配慮すべき事項はたくさんあり、一般の避難所では対応できないことが分かってきています。そういったことから、福祉避難所の重要性は十分認識しております。災害時に要配慮者を受入れていただける施設を増やしていきたいというふうに思っておるところですけれども、現時点において十分に進展をしていないというのが現状であります。今後どのような施設をお願いをしていくのかというところからまずちょっと始めた中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 町長の答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江京子議員。

○13番（江 京子） ぜひ、たくさんの事業所ありますので、いろんなところを当たっていただいて、うちはというところをお願いしていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

でも災害時には、福祉施設自体も被災するおそれもあります。現在、福祉施設の避難訓練の状況は町としてどのように把握していますか。また教えてください。

福祉避難所の方にお話を伺ったところ、災害が起こったとき、施設の職員だけでは入所者の方の安全確保には限界がある、ぜひ地域の人たちのお手伝いをお願いしたいとお話しされていました。下御糸の志貴の自主防災組織では、地区内にある福祉施設と連携して、災害を想定した避難訓練をしています。私も一度参加させてもらいました。その施設とは災害時の地区の緊急避難所として

使用させてもらうかわりに、入所者の方々の安全確保のお手伝いを地区の住民で担うといったお互いさまの活動がされていました。

例えば、施設の入所者の方を椅子に座っていただき、地域の方が2人1組になり、椅子ごとの姿勢で2階まで運ぶといったことでした。私も体験しましたが、なかなか慣れないと大変な作業でした。災害には停電で使えない機器がたくさん出てしまいます。こういった地域の住民との連携が福祉施設側の防災に関しての意識の向上につながるのではないのでしょうか。

町として、こういった福祉施設側の不安、住民側の不安の解消のためにも、福祉施設側に福祉避難所の提携のお話をもっと積極的にしていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 失礼いたします。

社会福祉施設等におきましては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、または水防法と、規定によりまして、南海トラフ地震防災規定または避難確保計画を策定していただく必要がございます。さらに、そこには訓練実施も義務づけられております。該当する施設においては既にそれらの計画等を作成していただいております。それに基づき訓練を実施していただいているものと考えております。

志貴自治会と地区内にある福祉施設との連携につきましては、自治会から津波避難に当たって当該福祉施設へ避難させていただくことはできないのかを町に相談があり、当該施設にそのことをお伝えしましたところ、しっかりと施設の間で直接お話をされることとなり、現在に至っているところでございます。

福祉避難所は必要な避難所であると考えておりますので、場所、規模、受入れ態勢等考慮しながら、協定に向けて進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） ぜひ多くの福祉避難所をつくっていただきたいと思いますので、これから粘り強くお話していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、要配慮者と家族が相談できる体制はできるかということでお聞きしたいと思います。

要配慮者の人の中には、日中は福祉施設のデイサービスに出かけていられる方もみえます。介護認定を受けている方にはケアマネジャーさんがついているので、心配なことがあれば本人や家族も相談ができる機会はあると思います。しかし、要配慮者の人の中には、まだまだ介護認定には当たらない方たちも多くみえるはずです。そういった住民さんの皆さんや家族が災害時の避難に関して相談できる場所はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 失礼いたします。

ご存じのことと思いますが、町では避難行動要支援者登録制度を設けております。明和町におけるこの制度の対象者は、65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の方、身体障がい者手帳1級、2級の交付を受けている方、療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている方、精神障がい者保健児童手帳1級、2級の交付を受けている方、要介護3、4、5の認定を受けている方、そのほか、今申し上げた状況に準じる状態にある方を対象としております。したがって、介護認定に当たらない方であっても対象となれる方もございます。この制度に関しましては、自治会長さんや民生委員さんをお願いをし、該当する方がありましたら制度のご案内をいただくことにしておりますし、現在は防災企画課が担当をしておりますので、当課にご相談をいただければというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 住民さんの中には、やはりその相談場所はどこなのかというのを知らない方のほうが多いと思いますので、今、課長が防災企画課、その防災のところで担当だと言われましたので、そういうのも防災懇談会の中でもお話しされてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

実際、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦で暮らしている人たちのお話を伺うと、全国的に今高齢者が起こす交通事故を防ぐために車の免許の返納なども言われているけれども、本当はほんのそこまで距離を歩くのがつらいので車に乗ってるんやよと言われる方が多いです。そして、車は日常生活を送る上でも大事なもので、買い物、ごみ出しに困るよなというような話をされています。

免許を返納したひとり暮らしの方のお話を聞くと、買い物は対応できるけれども、朝9時までに出すごみ出しは本当に決まっておるんやというような話から、ごみの集積所をもっと増やしてほしいという要望を伺います。町としてごみの集積所を増やしていく考えがあるのか、また教えてください。せめて老人車を押していける場所に欲しいと言われますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 議員おっしゃいますように、昨今は住民の方から相談や問合わせ等も時々ございます。現在、ごみ集積所は町内には約200カ所ございまして、自治会平均では2.2カ所というふうになっております。以前は世帯構成も現在と違いまして、ごみ出しが問題になるようなことはなかったですが、核家族化や高齢化に伴い様々な問題が出てきていることも認識をしております。

その中で、ご質問いただきましたごみ出しが難しい方につきましては、まずは介護保険を利用いただければというふうに思います。そして、ふだんの生活には少し、こう生活に支障はあるんですけども、まだ動けるとい方におかれましては、要介護にならないためにもなるべくご自身でごみ出し等をしてい

ただければというふうに思いますし、もしご近所で助けていただける方があれば、その方にご協力をいただくのも一つというふうに考えております。

ただ、そのような方がたくさんいらっしゃって、ごみ出し困難者が自治会全体の問題になるようであれば、また増設も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 自治会の要望があったらまた対応してあげてほしいと思いますし、いざお聞きしたら、そのごみ集積所をつくる費用は自治会持ちというようにお話も聞きましたので、そこら辺も丁寧にお話ししてあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

ある新聞記事に、高齢者世帯におけるごみ屋敷問題の記事が載っていました。健康な人であれば何の問題もないことが、大きなごみ袋を持ってごみの集積所まで歩くことが難しい人もいれば、認知症で曜日の感覚がないためごみを出すことができなくなった人もいます。ちりも積もれば高齢者世帯のごみ屋敷問題かとありました。

ごみ屋敷化は災害時の逃げ遅れの一番の原因になると思います。明和町での現在の高齢者世帯は何件ありますか。また、年末に民生委員さんをお願いして行っている高齢者の調査では、ごみに関するお話は何っているのか教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 高齢者の世帯数につきましては、社会福祉協議会の年末の調査結果ではありますが、68歳以上のひとり暮らしの方が537世帯、70歳以上のみで2人以上の世帯が494世帯でございます。

また、年末の民生委員さんの調査ですが、選択肢の中に、生活費や通院、買

い物等に関してはございますけれども、ごみ出しの項目はございませんでした。ただ、その他の意見のところ、ごみ出しに困っているという意見は2件ほどございました。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） これから本当にこのごみ出しの問題はたくさん問題になってくると思いますので、調査の中のまた一項目にでも入れてあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

ある県では、町内会がごみ出し支援をする場合にはその町内会に助成金を出すという制度を立ち上げたところもあるくらいです。今年1月、社会福祉協議会主催の「もう人に頼らない元気な人、まちづくりはあなたが主役」といった研修会がありました。その中で、支援する側は支援される側の元気を生み出すのも活動の一つだよという話でありました。

既に町内会で動き始めているところもあります。明星、本郷地区の「おたがいさん」です。その地区の人といった約束はありますが、困っていることを「おたがいさん」のメンバーに連絡するとお手伝いをしてくれるという話でした。しかし、何でもしてあげるのではなく、先ほども課長が言われましたように、自分でできることはやってもらいながらの活動、でも、全て無料で行っているそうです。

また、斎宮北野町内会では、北野集会所を中心に活動している「友楽クラブ」の一つの活動として、支え合いの活動があります。この活動は有償ボランティアの活動になっていて、たくさんメニューの中から自分が困っている項目を支え合いのメンバーに連絡、決めてある金額を支払うといった活動です。

この2つの活動で思ったことは、近年、老人クラブ加入率の減少で全国的にひきこもり高齢者が増加するという問題になっている中で、そんな高齢者の人

が話をする機会が増え、また安否確認、特に災害時のスムーズな避難にもつながると思います。今後、防災面での減災を考える上でも大きな問題になっていくと思いますが、この2つの自治会のような活動が増えていくことは、災害時にはとても大切なことだと思います。町としてこのような活動を応援するための考え方はありませんでしょうか、お聞きします。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 地域での活動を災害発生時の安否確認や避難行動につなげていってはどうかということかというふうに受け止めております。

ご紹介をいただきました地域の活動は、地域の状況に応じ地域の皆さんで取り組んでいただいているものであり、その活動によりコミュニケーションが図られています。共助を考える上では平時からの助け合いが重要であることから、このような地域でのコミュニケーションが図られているということは、災害時においても大きく役立つものになると考えています。素晴らしい取組でありますので、多くの自治会へ広がっていき、さらにその活動が自主防災の活動につながり、防災・減災力を高めていただければというふうに思っています。

活動していただくのは地域の方々であります。活動する中でご相談いただくことがあれば対応させていただきますし、できることがあればお手伝いをさせていただきますというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） ぜひともこういう活動を多くの自治会で広めていくためにも、相談があれば乗ってあげてほしいと思いますし、お手伝いしていただけることがあれば、またお願いしたいと思います。

災害時には行政の課を越えた対応が必要だと考えています。間近に迫っているとされている大規模な震災、そのためにも高齢者や家族が気楽に相談できる場所の設置をお願いしたいと思います。やっぱり行きやすい場所じゃない

と相談には行けないと思いますので、防災課というと何かすごく固いような気がしますので、もっと高齢者の方や家族がここなら行こうかなと思うような場所の設置を考えてほしいと思います。

町長の提案説明にも防災・減災対策に積極的に取り組むとありました。今後町内にも増え続ける高齢社会、要配慮者に対しての取組は、減災対策の面でも一番動かなくてはいけないところだと思います。相談場所のもっと明るく行きやすい場所の設置をお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 災害時における相談できる窓口についてのご質問です。

災害時であってもふだん役場にお問合せいただいているようなところへご連絡をいただければ、その受けた部署でしかるべき部署に引継ぎをさせていただくなり、対応をさせていただくことになるかと思っておりますので、できる限り速やかに対応できるように心がけていきますので、その点でご理解賜りたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） ぜひ相談に来てみえた方をたらい回しにしないようにだけはお願いたします。

次に、避難行動要支援者登録状況についてお尋ねします。

避難行動要支援者対策に関しては、基本的人権、プライバシーという観点から、個人情報保護がよく問題になりました。災害対策基本法の改正により人命保護の重要性がより明確になり、活用しやすくなりました。ただ、避難行動要支援者の方たちの状態は毎年変わっていきます。先ほど、違う議員さんのお話の中でも登録をしてもらっているというようなお話があったんですが、やっぱり家族の形態も毎年毎年変わっていきますので、一度登録したらよしでは

なく、毎年を更新が必要だと思います。

今の避難行動要支援者登録の取扱いはどうなっているのか教えてください。

また、課題についてもお答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 避難行動要支援者等の繰り返しの質問でございます。

避難行動要支援者を支援いただく地域支援者、災害時に近所で助け合う方のことを地域支援者と言いますが、事前に決めておくということがとても有効だと考えております。しかしながら登録の際、誰を地域支援者になっていただくのかといったところでご相談をいただくことが多いように受け止めておりますが、そのような場合は自治会長や民生委員さんに一度ご相談をいただくというようにお勧めをさせていただいております。それでもなお記入ができないといった場合もございます。また、ご本人の健康状態等も災害時の支援には必要な事項であることも説明をさせていただいておりますが、記入を望まれない方もございます。可能な範囲で記入していただくよう丁寧にご説明をさせていただいております。その上で未記入箇所があってもそのまま受け付けをさせていただき、登録をさせていただいておりますので、登録に当たってのハードルはあまり高くないものというふうに考えているところでございます。ぜひお気軽にご相談をいただければというふうに考えております。

また、課題についてのご質問をいただきました。

この登録の対象者は増えておりますが、現状登録者は減ってきているところですので、その点をどのように対応していくかといったところが課題であると考えております。引き続き周知を図るとともに、丁寧な説明に努めていきたい、こう考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） やはりどの自治体も避難行動要支援者の登録が少ないのは共通の悩みようです。今までの手上げ方式や同意方式のみでは申込みのタイミングを逃してしまったり、制度そのものに対する理解が乏しいため、申請されないといった現状があります。また、登録簿の保管の問題もあります。災害時に一番欲しい個人情報、身元の確認、本人の健康状態、お薬情報と言われます。これからは避難行動要支援者の命を守るための説明を丁寧にしてもらい、登録のハードルを下げしてほしいと思います。帳簿に載せるとか管理するとか言われると高齢の方は遠慮される方が多くなると思いますので、その点は優しい言葉で説明してあげてほしいと思います。

例えばあるグループでは、登録簿ではなく、個人情報入りの防災頭巾づくりを提唱しています。こういったものなんですけれども、バスタオルを半分に折って、中に、頭の部分は保護のためにセーターとか厚手のものを入れて、それを袋状にします。その中に個人情報を入れておきます。紙に書いて入れると。袋には入れない。袋に入れるとカサカサと音がするので、避難所で気になる方があるので、入れません。お薬手帳を1枚切ってもらって、お薬手帳の情報も入れるというようなものです。簡単に本当に30分ぐらいでひもがあればつくれますので、ぜひとも私たちはこれを自分の身につけて自分の情報を持つというような形のをみんなにつくってあげたらなと思って、グループで動いています。

これは明和町の人権センターの講座で教わったものなんです。災害を受けた方のお話を聞いたところ、避難するときになかなかリュックサックまでは手が届かないけれども、まずはやっぱり頭を守るというのは小さい頃から言われていることなので、防災頭巾はすぐ取って頭にかぶったと言われました。阪神大震災のときの方がそうでした。なかなかリュックサックのところまではよう這っても動けなかったけれども、防災頭巾は取ったというようなお話を聞きました。

本当にこれは中を袋状にしてありますので、いろんな自分のプライバシーの

ものも入れられるので、いいと思いました。そして、しつけ糸で縫ってありますので、すぐ解けます。ほどけたら膝かけにも枕にもなりますので、とても使いやすいです。中を開けたら自分の大事な情報が入っているというものです。また避難行動要支援者の方たちにも広めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これは本当に登録簿を見なくても、その頭巾を開けただけでその人のことが分かるという優れ物ですので、多くの人に広めて行ってほしいと思います。本人の安心にもつながる良いものだと思います。こういうことをいろんな地区で行っている防災懇談会の中でもこんなもあるんやよというような話もまたぜひして行ってほしいと思いますので、どうでしょう、課長、こういうのを懇談会の中でも紹介するという事は可能でしょうか。教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 大切な情報を記した防災頭巾を広めていただきたいということと、また機会にそういったもののご案内をしてはどうかと、こういうようなご質問と受け止めております。

災害発生時にすぐ持ち出せるところに非常持ち出し品を準備しておいていただくよう周知をさせていただいております。先ほど議員おっしゃられた非常持ち出し品のところへなかなか手が届かなかったというようなことを聞いたということでございますけれども、そういったことのないようにすぐ持ち出せるところに非常持ち出し品をまとめて置いていただくようにということで周知をさせていただいているところです。

非常持ち出し品の一つとしまして、大切な情報を記した先ほどご紹介いただいた防災頭巾というものを準備していただくということは有効な手段の一つであるというふうには考えております。登録の際に、先ほどの申しました避難行動要支援者の登録とか、明和町では世帯台帳の取組にもそれぞれの自治会のほうへご提案をさせていただいておりますが、その中に登録台帳等々に記入して、されていない事項も含め大切な情報をそういった防災頭巾の中になど、すぐ持

ち出せるものの中に入れていただく。今までは、申しましたように非常持ち出し品の中にそういった情報も入れて、すぐに持ち出せるところに置いていただくというようなお話をさせていただいておりましたので、重ねてになりますが、そういったものをすぐ持ち出せるものの中に入れておいていただくこと、いざというときに役立つということでもあります。

今ご紹介いただきました防災頭巾云々に関しましては、各自でどういうものを非常持ち出し品として準備をするか、その中に今ご紹介をいただきました防災頭巾を非常持ち出し品として加えるのかどうかにつきましては各自でお考えをいただき、ご準備をいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） またぜひ一つとしてご紹介していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、避難時の非常用電源についてお尋ねします。

明和町の公共施設の災害時の非常用電源の状況、消防庁では災害時における業務継続性の確保について、平成27年5月付で「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の策定についての通知がされました。近年、至るところで台風や豪雨災害において大規模な停電が発生したとの情報が流れます。

以前、非常用電源は設置されていると説明を受けましたが、その容量は何日分あるのでしょうか。災害対策本部が置かれている庁舎はもちろん、災害時避難所とされている施設についてもお答えください。

明和町は、小さいながら多くの河川に囲まれた町です。せっかく設置された非常用電源が浸水してはどうしようもありません。その点も教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 明和町の公共施設の非常用電源、自家発電設備

の状況についてのご質問をいただきました。

災害対策本部となる役場庁舎の非常用電源設備は、現状の使用では約10時間程度の稼働ができるというふうになっています。総合体育館の非常用電源の稼働時間は約17時間となっております。

みょうじょうこども園には太陽光発電設備と自家発電設備を備えております。太陽光発電につきましては、平常時は売電をしておりますが、災害時にスイッチを切り替えることで職員室等限られた部屋の照明灯に使うことができます。蓄電池を備えていないため、昼間の間だけとなります。

自家発電設備につきましては、職員室や給食室等の限られた部屋のみとなりますが、約15時間稼働することができます。

拠点避難所に位置づけている小学校と福祉避難所になっている明和の里には、非常用電源はございません。幼稚園、保育所にも備えておりません。

非常用電源設備が浸水しないようになっているのか、ご質問ですが、いずれにおきましても浸水想定外の場所に設置をされております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 私が思っていたのは、もう少し長い時間電源がもつのかなと思っていましたので、少ない時間しか電源はないのだなというのを実感しました。消防庁でもいろんな調査結果を踏まえて、地方公共団体における非常用電源の確保を含めた災害時対策機能の維持及びこれに関わる緊急の調査結果についてを通知したことがあります。平成27年11月17日付です。非常用電源の整備について、非常用電源等の災害対策について、非常用電源の使用可能時間についてとあります。この消防庁からの通知を受けた後、明和町では何か動きはあったのか教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 消防庁の調査結果を受けて町はどのような対応をしたかというご質問でございます。

役場庁舎につきましては古くなってきており、建て替えをとというような検討の話もある状況ではございます。建て替えるといった場合には、72時間外部から供給なしで稼働できる非常用電源設備等の整備も考慮していかなければならないというふうに考えておりますが、現状といたしましては、災害発生時には燃料等の供給に関する協定書に基づき対応することになりますので、燃料の補給をいかにしてもらおうかという検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 建て替えのときにはというようにお話でした。その非常用電源の使用可能時間については、発災後72時間を経過すると要救助者の生存率の率が大きく下がると言われています。この時間帯に地方公共団体の災害対策機能が低下するということは致命的となるおそれがあることから、大規模な災害が発生した場合には、物資や物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識のもと72時間というのは、外部から供給なしで非常用電源を起動できるようあらかじめ燃料等を備蓄していくことが望ましいとあります。町としての考えは先ほどお聞きしましたので、よろしいです。

最後に、災害時きららの森の太陽光発電業者との電力の供給の提携についてお聞きします。

たしか、きららの森の太陽光発電者の説明の折、町に災害が起こったときはここで発電された電力を優先的に供給するという話を聞いたと思うんですが、事業所との協定書ではどのように書かれているのか教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） きららの森の太陽光発電でございますけれども、

明和町内に設置されています発電出力は50キロワット未満の太陽光発電所のうち8カ所の太陽光発電所で災害時に電力を提供していただくことができるよう、2つの事業所様と協定を締結しております。

発電所に設置されているコンセントから提供していただくということができるというものでございます。当初の協定ではなくて平成27年12月に締結をしたものでございまして、「災害時等における太陽光発電による電力の提供に関する協定書」というものでございます。町内に大規模災害が発生した、または発生するおそれがある場合、町、または町が許可する者に低圧太陽光発電設備から電力を供給することができるという内容の協定となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 平成27年に提携をしてもらっているところで納得しました。

しかし私は、単純にその太陽光発電のところから今通っている送電線を通して各家庭に行くのかなと思って課長と話をしていたところ、その発電所の電源のところに充電に来たら、そこで提供していただくというようなお話を聞きました。

今本当にいろんなところで災害が起こったときによく言われるのは、水、トイレ、それからスマホの充電というのが今ものすごく言われています。スマホの電源が切れるというのは今の人たちにとっては情報源が切れてしまうというような重大な不安になるということから、今本当にそのスマホや携帯の充電をどんなふうに確保するかというのをよく言われています。各家庭に電力が届かなくて、その発電所に行かなければ充電ができないということですので、その点はどんなふうに住民さんに周知していったらいいのか不安に思うところです。

ある新聞にブラックアウトの対策として、非常用EV・PHVの移動電源が電源の供給の役割を果たすというようなものがありました。1つ、分かっ

たら教えてほしいんですが、この明和町のいろんな車ありますよね。電気自動車は何台あるのか教えてほしいんですけども、もし分かっていなかったら後からでもいい、だから電気自動車でその電力のところのコンセントに行けば充電してもらえるのか、どんなふうにその発電所のところの充電というのはどんなふうに行われるのかちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 電気自動車の登録台数ですけども、町でやっているわけではございませんので、町では分かりません。その調べる中で、県内で自動車の登録台数がどうかというところになろうかと思っておりますけれども、その登録の種別の中に、電気自動車という種別があるのかどうかというところも定かではございませんで、この場で何とも答弁のしようがございませんので、ご勘弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） そうすると、その低圧の電力のところで電力が供給できるよということなんやけど、その方法はあんまり分かっていないということでしょうか。

---

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

（午後 1時 46分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 48分）

---

○13番（江 京子） すいません、また詳しいことがあったら教えてください。

本当にいろんなところでこの電力の部分は問題になっていますので、いろんなお金のかかることなんですので、国からこの非常用電源に対しての補助とか、そういうのがあったら積極的に取り入れて、電源を増やしてほしいと思いますので、要望をお願いします。

また、この間、高校生の子たちと話した機会がありました。ちょっと聞いてほしいんですが、いろんなところから出してもらっている津波避難のマップとか、河川の洪水のマップとかあるんですが、やっぱりそういうマップって住民さんに意外に不安を与えるだけのマップとしか思えないと若い子たちに言われました。先に備蓄電源の話をしていたら、そういう提携がちゃんとできているなら住民さんのほうにも充電場所のマップとか、避難場所のマップとか、一目で分かって使えるもののマップも欲しいなというような意見もありましたので、これは意見としてまた聞いといてほしいと思います。

何しろ、いろんな災害が起こるたびに不安になって、行動ができなくなってしまうのは、その災害時要配慮者の方たちも踏まえ、いろんな住民の方だと思っています。災害が起こったときにも安心してゆっくりした行動がきちんと取れるように、町としてもこれからも考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

---

11番 下井 清史 議員

○議長（北岡 泰） 5番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「小学校区の編制について」の1点であります。

下井清史議員、登壇願います。

（11番 下井清史議員 登壇）

○11番（下井 清史） 議長より登壇の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

最初に、このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様を初め、感染拡大により日々の生活に影響を受けている皆様に心よりお見舞いを申し上げ、1日も早い終息を願う次第でございます。

それでは、小学校区編制について質問させていただきます。

小学校区編制基本計画案の説明会が1月30日の中央公民館を皮切りに、各小学校、コミュニティーセンター、公立保育所、こども園で開催され、多様な意見、要望が出されておりました。それぞれの世代、またその地域ならではの課題や事情があり、小学校の校区編制にとどまらず、防災やコミュニティー維持の観点からの質問もあったことから、第一に子どもたちの教育施設であることを念頭にしながらも、各課にわたり行政全体で取り組んでいかなければならないということを改めて実感したところでございます。

昨年12月議会でも質問させていただきましたが、これまでの基本計画案説明会で上がった質問、要望を踏まえ、今回の小学校編制について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、1つ目の質問として、説明会の取組についてお聞きいたします。

これまでの説明会では、参加していただいた保護者や住民の皆様には、以前全戸配布されたA3用紙1枚の資料と、当日配付された町内の児童数の推移などが記載されたA4用紙資料2枚の資料のみでした。プロジェクター等を使用

して説明が行われておりましたが、それに合わせた資料をどうして準備していただけなかったのか、保護者や住民の皆様と真摯に向き合って理解を求めていく姿勢が感じられなかったのですが、今後何度も説明に行くと考えておりますので、その際には分かりやすく丁寧な資料を準備していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 下井議員におかれましては、説明会では何度も足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

私たち教育委員会も今回の説明会に臨むに当たりまして、どういった日程、内容、説明の仕方を含め丁寧に考えてきたところでございます。1月30日から2月26日まで16会場、場所も中央公民館、小学校、コミュニティーセンター、就学前施設、時間帯も土日、平日とできるだけ出ていただきやすい場所と時間を設定いたしました。様々な世代の方が都合をつけていただきやすい場所と時間を考えました。場の持ち方につきましても、大いにしっかりと考えてきたつもりでございます。明和町誕生以来、60年間変わらず合併前の旧町村単位の小学校区を維持してきた中で校区の再編を考えていくわけですので、根強い反対意見や厳しいご意見をいただくことも想定して臨みました。

想定していたとおおり、地域それぞれ温度差はありますが、厳しい意見もいただいた場もありました。しかしながら、全ての場所に言えることでございますが、参加いただいた皆さん真摯に対応していただきましたので、その思いもしっかりと受け止め、傾聴することができました。貴重なご意見、思いからしっかり考えていくべきことがたくさんあることを改めて気づかせていただく場ともなりました。改めて感謝申し上げたいと思います。

説明会において真摯な姿勢が感じられなかったとしますと、私たちとしては一番大切にして臨んできたことでもありますので、大いにやっぱり反省をして、しっかりと受け止めていきたいと思っております。

まず、質問の1つに、説明会における資料提供についての質問がございませ

た。詳細な資料につきましては、パブリックコメントの案内とともに、町のホームページに掲載させていただいております。説明会開催に当たっての案内は町長メッセージとともにダイジェスト版にし、全戸に配布させてもらったところです。

説明会の進め方につきましては、多くの資料を見ていただくより、全戸配布したダイジェスト版同様の資料を準備し、より分かりやすく説明するためプロジェクターを利用したプレゼン方式を取り入れました。しかしながら、説明会での配付資料につきましては、こちらの考えていたこととは裏腹に、説明会に参加された方々からの資料の追加などのご意見をいただきました。説明会の途中から資料を大きく変更したりしますと、それまでの参加いただいた皆さんとの不公平感も出てまいりますので、そのままで行かせていただきました。

実のところ、中央公民館は1回目の後、こちらの説明する側のこともあったんですが、1枚追加させて資料を用意させていただきました。次回から、2回目からそれを使わせていただくことで私たちもより分かりやすい説明ができるのかなということで、1枚追加、2回目からはさせてもらっております。

町といたしましても、今回の説明会の進め方や配布資料等の反省点をしっかり振り返り、検証した上で、会の持ち方、提案の仕方につきましても、いただいたご意見、アドバイスを参考にして、今後のあらゆる説明会に生かしていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） このような説明会などへ多くの皆様が参加していただくための周知方法というのはいつも課題となり、大変難しいのは分かります。今後もしっかり試行錯誤しながら、1人でも多くの方に参加していただけるような仕組みづくりをしていただくようお願いいたします。

それと、資料についてですが、先ほど1枚追加と言われましたが、この不公

平であるとのことですが、中央公民館での参加人数は議員や学校の先生などを除くと約十数人だったかと思います。受付で氏名と自治会名を記入していますし、その方たちに追加資料を配付し、またそれ以降の説明会での追加資料は十分に対応できる範囲であったのではないかなと思います。また、中央公民館での説明会では資料が1枚で、その後は説明会では将来の生徒数の推移を示した資料が2枚追加されておりました。

不公平について答弁いただいたのでお聞きしたいのですが、中央公民館で参加された方に後日追加資料を配付していただいたのかどうかお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 申し訳ございません。先ほどの中央公民館の後、私たちそうやってご意見をいただきましたので、全部の資料を用意することはできないということも考えました。また、ただ私たちが説明する段階で1回目でございましたので、もう1枚この資料があるとより分かりやすいかなという思いでお渡しをさせていただきましたので、その後、2回目からはそれを利用させていただきました。

今、下井議員からご質問いただきましたように、そういった意味では1回目に参加された皆さん全て名前も分かっておりますので、そちらへの配付はしたのかということですが、そちらについてはまださせてもらっておりませんので、しっかりとこの後もお伝えをしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 校区編制は全町で取り組んでいかなければならない大きな課題であるので、今後はより丁寧で分かりやすい資料を準備し、いただけるような説明会にしていただくようお願いをいたしまして、2つ目の質問に移ります。

説明会では、様々な立場や思いからの質問、要望がありました。今回の編制計画案の賛否はもとより、この案に至った経緯の説明や、なぜ今のままの6校区ではだめなのか、財政が厳しく6校区維持できない財政シミュレーションはないのか、また、少人数、単学級と多学級のメリット・デメリットなど地元小学校を大切に思う方からすれば当然の質問かと思えます。

今後の説明会において、先ほどお願いいたしました資料と併せて、これまでの説明会でいただいた質問や要望の答えを準備していただくことは可能でしょうか。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 今回、説明会の中でいただいた質問や要望に答える準備をしていたことはできるかということでございますけれども、今回の説明会では、教育委員会としましては町の全ての児童が公平な教育を受けられることを目指しておりますことから、町の校区再編の考え方をご説明させていただきました。そして今回全ての説明会を終わり、議事録を現在まとめているところでございます。そして、来年度の早いうちに庁内会議で質問や意見を十分に参考にした上で、それらに対する回答とともに新たな提案の検討や説明会の設定の仕方も含めて、次回の説明会に向けて回答等を検討させていただきます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 私も説明会に何度か参加させていただきましたが、その中の一つに、6校区のままと編制した場合との財政比較を出すと課長が答えておりましたので、そのほかの質問も含めしっかりした回答を次回の説明会でお示しいただくことをお願いいたします。

次に、このたびの説明会では教育長、教育総務課長、こども課長ほか教育委員会の職員で行われてきましたが、質問や要望の中には防災、地域コミュニテ

ィーの維持などの意見も多数ありました。しかしながら参加している行政職員は教育委員会のみで、いただいたこれらの質問や要望への答えが頼りなく感じました。あくまで今の段階は案であり、皆様からの様々な意見を頂いて、今後反映させていくとのことですが、これからの説明会では具体的な返答を求められることもあるかと思いますので、関係各課長の説明会への参加は考えていただけないでしょうか。

併せて、課長では返答しかねる質問や要望もございます。どの段階で町長は参加していくおつもりなのかお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今回の説明会では、基本計画案を持って地域にお伺いをし、私たちの考え方に対してどういった課題や疑問点があるのか、町民の皆さんからこの町の考え方に関する意見をお聞きすることが大きな目的でございました。たくさんのご意見をいただくことが将来の基本計画作成の重要な要素となることから、教育委員会の範疇として校区編制による学校を建設するという基本計画案の説明に上がったところでございます。

今回の説明会では、説明に対する回答や説明において、私たちだけの回答が頼りなかったというご指摘をいただきました。16会場全てにおいて、私自身もいつも終わった後、自分自身の自己反省でございました。うまく答えられなかったところも本当にたくさんあったのではないかなと、本当に申し訳なく思うところもございます。

この場におきましては、今回いただいた質問や意見の回答を示す際には、その内容によっては専門の立場から回答し、また詳細な説明ができるような場を設定していくことも考えてまいります。

また、校区の編制、学校の建設はまちづくりの根幹となることから、内容等の調整も含めまして、必要なとき、場には町長が出席させていただくこともあろうかと思います。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 状況を見た中で出席をさせていただきたいと思います。  
最後のほうで行かせていただく予定ですが、いつというのを今の段階で何回目とかいうのはちょっと控えさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 町長の出席については、町長が出席し、質問に対する返答をした場合に、現在の案ではなく決定と捉えられることもあるかもしれないので、慎重になるのは理解いたします。しかし、町を挙げて取り組むべき大きな校区編制と分かっているのであれば、跡地利用等も含めた教育委員会以外での質問が出るのは容易に分かるので、関係各課長については次回からの説明会に参加していただくようお願いいたします。

次に、今回の説明会では、保護者、またこれから小学校に入る未就学児の保護者の参加が少ないように感じました。時間的に参加しづらいのか、そもそも説明会の開催を知らないのかなど行政側も感じていることと思いますが、その辺りの検証、また次回の説明会に向けて多数の参加をしていただけるような取組をどのようにしていくのかをお聞きいたします。

併せて、今回、民間保育所、こども園での説明会の開催はされておられません。当時、行政からお願いをして、なりひら保育所、双葉幼稚園、旭ヶ丘幼稚園の廃園に伴い民間へ移っていただいた経緯があるにもかかわらず、なぜ民間での開催をしなかったのか、その理由もお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 開催の周知方法とか、あと民間保育所での開催においてご質問いただきましたけれども、町民の皆様の意見等をたくさんお伺いしたいと考えておりますことから、説明会の案内は基本計画案の概要版を添付し、全戸配布及び子どもたちの保護者にもお知らせをした上で、1月30日以降に計16カ所の説明会を実施してまいりました。

初日の中央公民館第10会場での説明では、民間保育所にお子さんを通わせている保護者の方々に来ていただくことも想定はしておりましたが、こちらから的確に伝えられなかったこともございまして、予想よりも少なかった来場者数をこちら反省点としておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

中央公民館以外の日程につきましては、土曜日、日曜日を利用して来ていただきやすいよう各小学校の体育館をお借りし、平日の夜間には各地域のコミュニティーセンター及び町立の保育所、こども園といった施設を使用して、地域の方々や学童や未就学児の保護者さんなどが必ずどこかの地域に行ける機会を設けさせていただきました。また、なりひら保育所、双葉幼稚園、旭ヶ丘幼稚園の廃園により認可保育所へ移られた子どもたちの保護者さんからの説明会の要望もございすために、現在、実施に向けて調整をしておりますが、ただ、コロナウイルス感染の終息が読めない状況であり、次年度に説明会の時期がずれる可能性が否定できない状況であることをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 廃園により民間施設に余儀なく移られた子どもたちとその保護者からの要望がなくても民間保育所、こども園を対象とした説明会は当初の計画からすべきだったのではないかなと思ひます。できる限り早い時期の開催をお願いして、最後の質問をさせていただきます。

では、少し掘り下げて、そもそも編制は必要なのかの質問をさせていただきます。

防災面から少しでも安全な場所に学校を建てたい、また、隣り合わせの学校で1校は50人未満、もう1校は400人を超える学校があるため、教育平等性の観点からの編制など様々なお考えがあるかと思ひます。これまでいただひている説明では、平成27年に文科省通知の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を基に進めておられると思ひますが、60年以上前の昭和

31年、当時の文部省通達「公立小・中学校の統合方策について」の内容と変わっておりません。この通知での適正規模とは、学校経費の削減及び管理がしやすいからという内容にも取れ、果たしてこれが子どもたちのための適正規模なのか、また、財務省の学校規模の最適化に関する調査では、小中学校合わせて約170億円の効率化ができたと成果を強調し、行政の学校経費効率化を進める調査だったのかと不安になります。

グローバルな視点から見ても、WHO世界保健機関が結論づけた望ましい学校の規模は100人以下としており、学校規模が小さいほど学習意欲や態度が積極的になり、また人格形成や人間的成長にとっても効果があるとのデータもあります。またいじめについても、人数が少ないほうが早期に発見しやすく、初期の段階で解決することが可能で、複数クラスだといじめが回避できるということは考えにくいのかと思います。現に、京都府教育委員会など少人数学級を良いとし、移行している自治体も増え始めています。

それらを踏まえ、明和町においても学校数を減らすことありきではなく、児童数の平準化をすれば小学校数を減らさなくても編制は可能かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 適正規模・適正配置に係る考え方に関するご質問かと思えます。

文部科学省による平成27年「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」は、61年前の昭和31年、当時の「公立小・中学校の統合方策について」と内容は変わっていないのではないかというご質問でございます。この内容は、当時も単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施することとございます。決して統合のための統合ではなく、教育の効果や地域の実情に即した実施については今回の基本方針でも同様に考えているものであり、時代背景は違えども重要な要素は変わらないものなのだと私どもとしては認識しております。

また、適正規模についての考え方について、違う観点からご意見もいただきました。WHO世界保健機関は100人以下の少人数を提唱していますが、恐らく世界中の国の保健的な観点からの話からの提唱であるかと推測します。同じように適正規模の考え方は幾つかあろうかと思えます。育った場所によっても違いますし、文部科学省が示すような適正規模、1学年2クラスから3クラスと言われても、過疎地や人口密集地においては考えることはできない地域でもございます。そこで大事になってくるのは、明和町としてはどう考えるかだと思います。明和町の環境の中で、子どもたちへの公平な教育を施すためには何が大切であるかを検討したとき、今後の学校建設の際には、1学年複数の学級、クラスによる子どもたちの主体性や社会性を育むこと、そして、同学年の複数の教員が相談しながら授業改善が行える環境で大きな教育効果を得ること、そして、人間関係で序列を生まない居場所づくりの観点からも、文部科学省が推奨する適正規模の考え方に準じていきたいと考えております。

また、質問にありました京都府教育委員会の少人数学級化についてでございますが、現在、日本では40人学級が基本となっております。京都府のこの考え方は、教員の配置の拡充を行うためにこの40人学級を京都独自で30人程度学級として2学級に、複数学級にしたいというのが狙いでございます。複数の同学年教員がいることで教育効果も上がるとの仮説の下実施しておる施策だと思っております。

三重県はこれに先立ちまして、全く同じ考え方で三重の少人数学級ということを進めております。児童生徒一人一人の実態に応じ、各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育を支援するため、35人学級編制の推進事業を推進してもらっておるところでございます。非常に理解が難しいところなんです、40人学級が今定着していて、もう30年ありますが、35人学級、30人学級に臨んでおるんですが、なかなかありません。40人学級がもう30年続いております。ですので、三重県も独自に35人学級を編制して、つまり、40人学級でありましたら、40人なら1クラスです。35人学級にしたら、これが35人より多いわけですので、

2クラスになるという考えでございます。三重県は今この35人学級で加配をつけて、やってもらっております。県費にして加配教員を配置するわけですので、県費をたくさん出していただいておりますので、私、この場をもちまして、三重県は本当に他県に比べて非常に頑張ってくださいとるように思っております。一つは、京都のこの少人数学級化というのはそういった意味合いのものであろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それからまた、児童数の平準化に関してのご質問もいただきました。仮に、本当に1,200人、1,300人、今現在、明和町おりますけれども、単純に、こんなことは単純にできませんけれども、6カ所に割って配置したとしても、これから学校を建設していく段階では、本町が掲げる適正規模・適正配置ということ考えたとき、複数学級の維持がやっぱり難しいという判断でもございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 単学級、多学級、それに伴う1学級の人数については、メリット・デメリットがありますが、明和町としては多学級のほうが子どもたちにはより良い教育環境であると判断したと理解いたしました。しかし、現在は小規模校のほうがいいとする意見も出てきているのも事実であり、計画案を見直すことも視野に入れていただきたいと思います。

また、この先現在の案で進めていった場合、京都や三重県の方針のように、30人、35人の学級は一応考えていただいとるということでもよろしいですか。そうした場合、今案でお示しされております明和北小学校においては、最大で700人規模の学校となり、1学年4クラス程度になりますが、そうなればかなり大きな校舎が必要になると感じます。財政面、各学校の耐用年数も大きな課題となりますが、子どもたちを取り巻く時代の流れをしっかりと捉えていただいて、適切な規模の学校にしていただくとお願いいたします。

例えば適切ではないかも知れませんが、今の子どもたちに安全でよりよい教育を提供するのが我々大人の使命であり、子どもたちに対する投資はこれ以上ない効果的、かつ、未来が輝く宝になります。今現在は校区編制ありきで進んでおりますが、計画案の段階ですので、学校数を減らすことが本当に子どもたちのためになるのか、ほかにできる方法はないのかなどしっかり検証していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、下井清史議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、30分まで休憩させていただきます。

（午後 2時 20分）

---

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 30分）

---

#### 6番 奥山 幸洋 議員

○議長（北岡 泰） 6番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「まちづくりについて」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

(6番 奥山幸洋議員 登壇)

○6番(奥山 幸洋) よろしく願いをいたします。

まず初めに、現在国内では新型コロナウイルスによる肺炎の感染が拡大しており、先が見えない不安もあり、住民の皆様にあってもご心配の日々をお過ごしのことと拝察をします。一刻も早い感染被害の終息を願うばかりでございます。

それでは、通告に従いまして、令和2年度新年度予算編成、明和町マスタープラン、道路整備について、順にお尋ねをします。

さて、町長さんは就任2年目に入り、就任時に公約された人や産業に活力あるまちづくり、繋がり(絆)を生かすまちづくり、英知を活用するまちづくり、3本の柱と16項目の政策を掲げておられます。

また、新しい組織機構の下、町長としての職務の重責を十分認識し、たくさんの方々の皆様からいただきました町政に対する期待や要望、そしてご意見に対しまして真摯に耳を傾け、引き続き町の発展のためにスピード感を持って誠心誠意努力する所存と申されています。

令和2年度の予算概要で一般会計予算、特別会計予算を全年度対比で分かりやすく説明いただき、予算の詳細では令和2年度の予算の主な施策、事業についての総合計画の7つの大綱に沿って、1つは、ともに支え合う地域福祉と健康のまちづくり、2つ目として、人権を尊重する思いやりのあるまちづくり、3つ目として、安全で人に優しい環境のあるまちづくり、4つ目として、地域を支える活力のあるまちづくり、5つ目として、快適で機能的なまちづくり、6つ目として、未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくり、7つ目として、協働で築く温かいまちづくりで予算編成をされました。

町長さんも財政状況は厳しいと言っておられますが、令和元年6月に提示された財政シミュレーションでは、このままで推移すると令和5年度には赤字決

算の見通しとなります。また、一般会計における実質単年度収支が平成24年度以降、27年度除きますが、赤字となり、極めて厳しい財政運営となっています。

このような中、財政健全化に向けて新たな財源確保、事業の集約化や縮小、取捨選択、あるいは公共施設などの総合管理計画に基づく公共施設の統廃合、長寿命化など厳しい姿勢で取り組む必要があるとっておられます。

また、令和元年9月の一般質問で財政健全化について質問させていただきました。財政健全化比率の将来負担比率、29年度決算で98.7%と県内ワーストでした。経常収支比率にあつては87.5%で、町村は75%程度は妥当なラインと言われております。12.5ポイントを超えている状況でした。財政の硬直化が進んでいることとなります。公債費負担比率にあつては11.8%で、警戒ラインが15%と言われております。警戒ラインに近いと言えます。やはりこの数値から見ても財政の硬直化が見受けられます。

国でも安心と成長の未来を拓く総合経済対策として、令和元年12月5日閣議決定の安心と成長の未来を拓く総合経済対策として、1つ、自然災害からの復旧、復興、加速で6,907億円見られております。2つ目として、防災・減災、国土強靱化の強力な推進では8,557億円。3つ目として、国民の安全・安心の確保で7,621億円。あと、経済の下振れリスクを乗り越えようとするものへの重点支援として9,173億円。ほか事業5本のメニューがあります。

またもう一つは、未来へ投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持向上ということで1兆771億円、これもあとまた事業がこれも5本くらいがあります。

明和町の決算の平成29年度の指数は目安で重要ですが、災害時には起債対応も必要とは考えます。財政健全化への取組は必要です。町長さんは就任2年目で思いのこもった予算を編成されたことと思います。令和2年度の予算編成の目指す姿は、将来につながる適正な歳出の見地と成果に着目した財政運営の推進と考えますが、町長さんが一番主に思ってみえる目玉、ハードとソフト、また今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 奥山議員のほうから令和2年度の予算編成と、それから主要施策と将来展望についてのご質問をいただきました。

令和2年度予算の主な施策、事業につきましてはさきの施政方針の中で第5次総合計画の7つの大綱に沿って、先ほどもご紹介もいただきましたけれども、7つの大綱に沿って申し上げたところです。また、主要事項等詳細につきましても、今年度も提示させていただいておりますので、詳しくはそちらのほうを御覧いただければというふうに思っております。

令和2年度予算につきましては、歳出に当たっては、経常的な事務事業に対し予算配分を行うといった引き続き厳しい予算編成となったところです。人件費、公債費、扶助費を合わせたいわゆる義務的経費はおよそ41億円となり、予算総額に占める割合も50%近くになっています。

歳入については、自主財源である徴税や地財計画による交付税等の増加も大きく見込むことはできません。このような中、ふるさと寄附金については返礼品でご協力いただいた事業所の方々を初め、関係の皆様のご尽力、そして年末年始不休で業務に当たった職員の努力により、これまでにないたくさんのご寄附をいただくことができました。ご寄附をいただいた全国の皆様には心よりお礼を申し上げる次第です。そして、このようにしていただいた寄附金を目的に沿った事務事業に応分の財源充当をさせていただき、財源不足を補うといった予算編成となりました。

このような状況ではありますが、明和町を展望する、そして将来へつなげるための施策といたしましては、障害福祉施策として、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援を担う児童発達支援センターの開所を目指します。開所は令和3年4月を予定しており、多気郡内3町で負担し、令和2年度中に旧旭ヶ丘幼稚園を整備したいというふうに思っております。

また、明和町においてもスマート自治体を目指すため、RPAなどの導入を

検討していきます。R P Aとは、R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o nの略で、簡単に申しますと、現在職員が行っている提携業務などの自動化を目指すものです。事務作業の効率化、自動化を図り、限られた職員で効率的に事務を処理する体制を構築できるよう、現在の事務作業で自動化が可能な業務の選定等を進めていきたいと思っています。

さらに、外部人材活用の拡大として、専門的分野において民間から人材を派遣していただき、最先端技術導入等における検証の支援を受けていきたいと考えているところです。

また、P F I / P P Pなどの民間活力を活用した事業を展開し、新たな商業観光拠点の整備について検討を行うこととしています。

投資的事業については、一般会計で3億5,245万3,000円、予算総額に占める割合は4.2%と過去に例を見ない額となっており、主要な事業は特にないという状況ではございますが、起債事業の詳細は未確定であるものの、道路防災事業として大淀・役場・坂本線の役場前から笹笛川にかけて排水整備を行うための測量設計委託料を計上しています。過去から懸案となっていた役場周辺地域の排水問題の解決に向け、またこれにより新たな住宅開発が見込めることから、上部機関と協議の上、事業施行に向け取り組んでいく所存です。

なお、当該事業の実施に当たっては、設計段階から施行者が関与するE C I方式についても検討を行うこととしているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

目玉というのは特には今の施政方針で言われているものというふうに解釈をさせていただきます。

それで、1つお聞きしたいのは、この財政、令和6年6月にいただいた資料で、平成29年度財務関係書類報告書というのをいただきました。これで、ちょ

っともうご承知のこととは思いますが、余剰金という地方財政法で余剰金で7条というところに、「地方公共団体は、各年度において歳入歳出の決算余剰金を生じた場合においては、当該余剰金のうち二分の一を下らない金額は、これを翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」というふうなことであります。

また、地方財政法の4条の2というところでは、地方公共団体における年度の財政運営の考慮というのがうたわれております。「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」というふうなことがうたわれておまして、明和町の場合はこの7条の1に該当する明和町財政調整基金条例では第2条で、各年度基金として、積立金額は100万円以上とするというふうなことがうたわれております。

で、この元年の6月のいただいた資料に、皆さんもうご承知のこれなんです、学校の再編で学校を建設しなければいけないという問題があります。また、役場庁舎、これは今の新耐震基準ではクリアされていないという中で、役場庁舎の建築をしていかなければならない。また、それと併せて、今の松阪の広域消防庁舎、これも併せてやっていかなければならないというふうなところがあるわけですが、これにはあと各集会所やそれらがあります。そんな中で、要は財政調整基金を、昔はあったけれども今は、ないことはないんですけども、この規模をどのぐらいしていかないかんかといいますと、標準財政規模の7条では10%から20%と言われております。これは決まりはないわけですが、関係市町では5%ぐらい多いと。明和町は、持っている資料は平成29年しかございませんので、52億というふうなぐらいの標準財政規模なわけですね。そうすると5億ぐらいは、そのまま読みれば5億ぐらいしていかないかんと。こういうときに、確実に自主財源をどこかで求められるか、補助金をもらうか。どこかではできる予算をつくらないかんわけですね。そうしたと

きにこの財政調整基金という部分に関して、私はどのように考えてみえるのかなというようなことをお伺いしたいわけですね。確実に町の財政、将来的にはお金が要るわけですね。だけれどもこれは今の状況から言って大変なのは分かるわけですね、できやんのでは済まんわけですね。そやもんで、そこら辺でここら辺をどのように考えられるのかということをお聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（浅尾恵次） まず、剰余金の積立ての関係でございますけれども、議員おっしゃられるとおり地方財政法では各会計年度において、決算剰余金が生じたときは2分の1を下らない金額は積立て、もしくは繰上げ償還の財源に充てなければならないということになっております。ただ地方自治法のほうでは、各会計年度において決算剰余金が生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならないということになっております。ご承知のとおり、翌年度の新年度の予算に繰越金として剰余金を計上しております。この地方自治法と地方財政法の関係なんですけれども、一般的に言われておるのは、この地方財政法は健全財政確保の見地から決算剰余金の処分は規制しようとするものであって、地方自治法による手続規定と地方財政法による実体規定が競合することは法的にはあり得ないということが言われておまして、この地方財政法の規定というのは歳入歳出に計上せず直接基金に編入することが可能であるということを行っているに過ぎないというような解釈がされておるところでございます。したがって、この後、どこの団体もそうですけれども、地方自治法によって翌年度の予算に繰越金として編入をしていると、そのような運用を私どももやっておるところでございます。

財調の金額でございます。議員おっしゃられるように、現在5億円、標準財政規模の10～20%と言われましたけれども、10%の5億円程度をこの、3月補正で1億円積立てを行いましたので、現在5億円というような現在高でございます。以前は14億程度一番多いときであったわけでございます。それぐらいまで最低限回復をしていきたいという、これは町長もそういった思いであるとは

思いますけれども、現在、新型コロナウイルスの関係で経済状況は非常に、今日のニュースでも株が暴落しているということで、大きな経済状況が不安定な状況になっておりますけれども、こういった状況の中でございますけれども、社会経済状況を注視しながら、また国の動向でありますとか、地財計画の動向も勘案した中で、令和2年度におきましては第6次の総合計画と合わせて財政健全化プランを作成するようにしておりますので、そういったところでしっかりと検討しながら、その財政調整基金の積立てにつきましても検討を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

それで、国のほうでは、2025年の国の地方合わせた基礎的収支プライマリーバランスの黒字化を目指すと言っておるわけでございますが、このような中、明和町に暮らす皆様が未来に明るい展望を持つためにも地域の実情に即した積極的な施策を展開していくことが基本となっておりますと町長さんも言われとるわけでございます。こんな中で、令和6年のシミュレーションでは赤字となると先ほども言わせてもらったわけですが、今回の令和2年度の予算編成に当たりましては、一般会計歳入は84億6,300万円の内、自主財源が44億6,000万、52.7%と。大変厳しい状況下での予算編成に当たっては町長さん、副町長さん、総務課長さん他所管の皆さんのご苦勞に対しては敬意を表するところで

す。

あともう一点、下水道のことでお伺いしたいんですが、下水道、汚水の収集、処理、また雨水の排除という機能を有し、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全などに欠かすことのできない施設であり、そこに住む人や訪れる人に清潔で快適な環境を提供するもので、必要不可欠です。明和町では、農業集落排水事業特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金が最近では3億円

程度繰出されております。三重県では三重県流域下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくために、経営の基本計画である三重県流域下水道事業経営戦略を令和2年度2020年度から令和11年度2029年度までの10年間の計画がされております。明和町の将来にわたって安定的に運営していくためにどのように考えてみえるのかお伺いをします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

明和町の下水道計画の安定的な運営につきましてご質問いただいたと考えます。

議員申されますように、農業集落排水特別会計並びに公共下水道特別会計につきましては、毎年一般会計より多額の繰り出しをいただいとるような状況でございます。

議員ご存じのとおり、国総務省におきましては、下水道事業の公営企業化の適用拡大を図り、平成27年には人口3万人以上の市町、また平成31年には人口規模を問わず、令和5年4月までに公営企業化を図るよう求められております。これは公営企業化の方式を導入することによって長期的に安定した事業運営を行い、事業の計画性、透明性を向上するため図られているものと考えさせていただきます。

当町におきましても、本年度、令和元年度におきましては、企業会計移行基本調査、こちらを策定させていただきまして、令和2年から4年にかけては債務負担行為を起こさせていただきまして、企業会計導入の業務委託を行い、令和5年度から企業会計の導入を考えさせていただいとるところでございます。

公営企業化することによりまして、上水道事業同様に収益的・資本的収支が明確になるというふうに考えさせていただいております。本年作成させていただきました移行の基本調査、昨年度の予算に基づいて財政シミュレーションをさせていただきました。それに基づかせていただきますと、農業集落排水事業では収益的収支が5,000万円程度での損失、また、公共下水道については1,000

万円程度の損失というふうな結果となってきております。特に農業集落排水事業におきましては、事業は既に終了させていただいております、現在維持管理の段階となってきておりますので、非常に厳しい状況であるというふうに確認をさせていただいたところでございます。

次に、令和2年度には今議員申されましたように、三重県が策定いたしました流域下水道事業経営戦略、こちらと同様のもの、町の下水道事業におきましても経営戦略を立てて、今後の事業の計画的な実施を図ることを予定させていただいております。その中におきましては、現在の下水道の使用料、こちらについてこれが適正かどうかということも判断をさせていただかなければならないというふうに考えているようなところでございます。

また、3月の委員会等でもご報告させていただきましたが、公共下水道の整備区域の見直しを実施させていただきました。見直しをさせていただいた区域につきまして、今後どのような手法で整備をするかというのが我々近々の課題というふうに考えているような次第でございます。今後町といたしまして公営企業化を導入させていただきまして、収支の透明化を図り、今後の事業計画も立て、長期にわたり下水道事業が安定的に運営できるように図らせていただきたいと考えております次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。ぜひとも公営企業化をしていただいで運営をしていただくような方向で取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まちづくりの基本方針は総合計画であり、総合計画を実現していくためには裏づけとなる財源が必要です。財源は税金や料金等の自主財源の確保を基本とし、国・県などの補助金、交付金の獲得または歳入の確保が必要です。歳出は継続に基づいたものであって、まず経常的経費の節減に努め、行政改革を継続

的に実施し、無駄な歳出を減らしていくことが重要です。その上で健全財政を堅持していただきたいと思います。まちづくりは総合計画に掲げた政策の実現に取り組んでいただきたいと思います。

次に、明和町都市マスタープランの策定の目的は、土地利用に関しては全町のほぼ中央部に広大な国史跡「斎宮跡」が存在し、また、全域が都市計画区域と農業振興区域の重複指定を受けるといった特殊性を有しています。また、中心地という集積がなく、集落、住宅団地などが全域に点在しながら発展してきた経緯があります。これらの調和を図りながら次世代を担う子どもたちに住みよい町を残すため、現時点でしっかりとしたまちづくりの方針を描き、行政と住民が一体となってまちづくりを推進していくことが重要です。

明和町都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に示される市町村の都市計画に関する基本的な方針として、上位の計画となる明和町総合計画や各種の関連計画を踏まえ、まちづくりの理念と目標、骨格軸と土地利用の基本的な方向を示すことで、長期的視野からまちづくりの具体的なビジョンを示し、町のあるべき都市像を描くものです。

目標年次の都市計画は、長期的な視点に立って未来のまちづくりを考えていくものであり、おおむね20年先における明和町のあり方を考えるものであります。また、具体的な整備の方針については、10年を区切りとして考える中で、マスタープランもおおむね10年ごとに見直されます。策定年次平成22年、見直し年次令和2年、目標年次令和12年、交通施設で交通体系の基本方針は道路や駐車場、鉄道、バスなどの公共交通は人や物の移動を支え、賑わいと交流を創出する都市の骨格であり、交通の物流に関わる基盤整備や単なる道路整備にとどまらず、まちづくりの基礎として大きな役割を果たすこととなりますが、現在明和町では、地区や施設が点在することで、幹線道路と公共交通の連携が不足しております。この既存の道路を基盤とした道路ネットワークの形成と交通施設の効率的・効果的な連携を図り、総合的な交通体系を構築する必要があります。その基本方針として、幹線道路から生活道路へのアクセスや町内をネッ

トワークする道路網の充実といった道路整備の推進の下に、鉄道・バスなどの交通手段の総合的な運用により生活しやすいまちづくりを進めることとなります。

さらに、交通施設やそこでの人・物の主な流れは道路を介した街並み景観も形成し、都市のイメージの構築や交流、生活の場としての役割を担うものであり、道路空間や駅前などの整備に当たっては、明和町の歴史的特性に配慮した空間デザインやユニバーサルデザインを導入するとなっています。

道路の整備方針では、道路整備は既存の国・県・町道の活用を基本的に広域的連携から地域の生活連携までの段階的な方針を設定する。広域骨格軸では、都市の構築機能を担うとともに、空間形成や市街化形成の骨格となる広域骨格軸の整理に当たっては、都市計画決定を含めた位置づけ配置、明確化するとともに、効率的な公共投資で効果的な交通体系の確立が図られるよう、段階的な交通処理に配慮した路線の絞り込みを行うと。まず、広域的な都市地域の連携を担う道路として、県域や広域圏間における長距離移動の交通を処理する国道23号を広域幹線道路に位置づける。同国道は明和町における都市活力の維持に向け、都市機能の立地と都市的土地利用を誘導する骨格軸として重要な役割を果たす道路となります。

次に、都市構造における当該の南北の骨格軸として、隣接市への連絡機能を担い、通過交通の施設と同時に、都市形成ゾーンでは空間形成の基礎ともなる地域幹線道路、町内各地域の都市拠点連絡するよう配置し、幅員の見直しや線形の改良、交差点改良、歩道設置など整備を促進するとあり、広域骨格軸の整備方針で整備予定の整備年度は平成22年から令和2年の10年間でどこまで進んだのかお伺いいたします。

また、都市骨格軸の整備についても、平成22年の策定から令和2年の10年間でどこまで進んだのかも伺いいたします。

特に、明和町中央線の整備計画の内容は、全2車線歩道付きの規格とし、近鉄山田線に対しては立体交差とするとし、計画決定と未整備区間の推進となっ

ております。どこまで進んだのかお伺いをいたします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） ご質問いただきました明和町都市計画マスタープランの道路整備方針の進捗状況についてお答えをいたします。

明和町都市計画マスタープランの広域骨格軸とは、先ほど議員も申されましたけれども、同計画の6章まちづくりの方針（2）のところに記載の道路であります。広域骨格軸とは、主に長距離移動に使用される道路のことを申し上げます。

現在の状況でございますけれども、県道鳥羽松阪線、多気停車場斎明線の整備検討は三重県が作成する中南勢県域における都市計画の目標で、近隣市町村、近隣市町との都市計画との相互連携や区域内の地域拠点や交流拠点での相互関連に資するとされています。また、国道23号線、主要地方道鳥羽松阪線、主要地方道の伊勢松阪線、一般県道の多気停車場斎明線などは幹線の道路の機能を維持しつつ機能強化に向けて必要な道路整備を進めるとされていることから、10年間では現状維持でございます。

それから、町道のほうでございますけれども、町道の明和中央線は全線2車線がされており、歩道未整備区間の八木戸から県道伊勢松までの交差点約1,470mのうち、1,335mを路肩整備として平成24年に完了しております。また、行部から国道23号線につきましては、令和2年より事業着手する予定でございます。また、役場東交差点から有爾中交差点までの2,850mは未着手でございます。それから、町道坂本・前野線は前野交差点からふるさと道路の交差点約1,000mが平成27年に完了しております。佐田地区約260mは令和元年度より事業着手しております。

都市骨格軸については、広域骨格軸を補完する道路でございます。県道伊勢小俣松阪線については、中南勢広域における都市計画で歴史連帯軸として検討がなされております。県道大淀東黒部松阪線については、工業団地アクセス道路として、既存機能を維持する状況でございます。県道伊勢松阪線については、

根倉地内約200mが令和元年に完了しております。それから、県道大淀港斎明線の大淀交差点から大淀東交差点約530mは、歩道整備が完了しております。それから、町道大淀役場坂本線につきましては未着手でございます。それから、本郷勝見第二線につきましては、約920mが平成28年に完了しております。町道新茶屋尾野線、明星42号線、斎宮駅前線、明星駅前線については未整備でございます。

以上が進捗状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

それで、広域骨格軸の県道鳥羽松阪線は伊勢市、明和町、松阪市の間は道路幅20mで計画される計画でしたが、この計画は現在も計画されているのでしょうか。現在の道路の状況は停滞、渋滞たびたび発生しています。この計画のことについて伺います。

また、明和町も令和2年2月に幹線道路計画を出されました。今後の方向性では、現在から未来への交通機能は移動速度と将来交通量により現在も幹線道路網で充足しているため、新たなバイパス道路の計画は策定しないものとします。ただし、局所的に交通障害の部分などの道路改良等は必要に応じて整備をする方針と書かれております。

明和町マスタープランでは、明和町道路中央線の山田線に対して立体交差とする計画になっております。山田線と明和町中央線は平面交差でスムーズな交通の流れを阻害している、朝夕のラッシュ時には停滞の発生がある、歩道がなく車の通行により歩行者、自転車の安全性が低下している、また、緊急災害時の輸送機能が確保できないと。また、踏切遮断機では1日に148本の電車、トータルで遮断機の待ち時間は3時間40分となります。伊勢市は平成3年から平成24年の22年かけて伊勢南北線道路事業で延長2,448mを3区間に分けて総事

業費113億円をかけて、近鉄線はアンダーボックスへ40mの事業で58億円。JR線は高架橋で369.8m、事業費は43億円。宮川インター550m、事業費は12億円で工事を一部伊勢市で県と道路を機能交換して事業をされております。県道伊勢小俣松阪線については、中南勢広域に都市計画で歴史連帯軸として検討がどこまで進んでいるのかお伺いします。

次に、町道新茶屋尾野線、明星42号線、斎宮前線、明星駅前線について、事業着手に向けてどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） すみません、お答えさせていただきます。

まず、鳥羽松阪線でございますけれども、現在も渋滞が単発的に発生しております。三重県内の主要渋滞箇所では有爾中交差点が規制されている状況でございます。過去には右折レーンの右折信号等による渋滞対策、交差点改良が実施されました。20mの計画は都市計画の線引きを前提に以前計画されたもので、現状としては現在の機能を維持するにとどまるところでございます。

それから、明和中央線と近鉄山田線、斎宮12号踏切の立体化について、歩道も含め都市計画マスタープランに計画されています。緊急面等から立体交差はやっていきたいところでございますけれども、議員おっしゃられたような膨大な費用が必要なため、近い将来の実現は難しいと考えております。

それから、県道伊勢小俣松阪線については、県の計画では歴史連帯軸とされていますが、これはこの地域の歴史や文化をつなぐ歴史的な主要な街道とされておるというところで、これは概念でありまして、この考え方により県道の一部をカラー舗装されたということでございます。方針ですので、いつまでに何をどうするというのはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、新茶屋尾野線、明星42号線、これは大仏山へ登っていく手前の道路ですけれども、斎宮駅前線、明星駅前線の事業着手期間については、現在いつ着手ができるかちょっとはつきり決まっておりません。ただ、今後、次期都市計画マスタープランに計画を引き継いでいくものと考えております。よろし

くお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

鳥羽松阪線は都市計画道路ということですので、状況は分かりました。

それと、中央線のことについてでございますが、1つ、県のほうに三重県道路交通停滞推進協議会というのがあります。これもまた公開されております。ここでは、停滞とか車の渋滞とかというところを県のほうで協議されて、対応していくというふうな協議会で組織になっております。明和町もやはり、県も調べてはおりますけれども、当家の明和町のやつが一番よく分かるわけですので、そこら辺のところへこういうふうなことで困るとるというふうな申請というか、話はなされておるのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 三重県道路交通渋滞対策推進協議会のご質問だと思います。

この協議会に対して、町から何か意見を言った記憶は今のところございません。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） 何かの形では言っていないと対応されないと思うんですね。それで、この伊勢市さんのほうでちょっとお聞きしたんですけれども、この手の要望というのはやっぱり県・国のほうへ直接上がっていくということです。ですので、やっぱり伊勢市もそうでしたけれども、全部どこでも町の首長さんが一緒に課長と動かれて、仕事としては早くて20年、20年かかるという話です、取り組む場合には。まず計画書を上げていただくという仕事をしていただかな、

次へ進んでいかれんと思うんです。今、明和町でそのような大きなプロジェクトで道路整備をしておると。それで、国に上がっておるようなものがあるのでしょうか。本当に仕事としては20年かかるで、これは随分先の話になるわけですが、まちづくりをしていこうと思ったら、そのぐらいのことをやらないとできないと思いますので、もし上がっているのがあればお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） そのような大きなプロジェクトとして、国に計画を上げているものはございません。

○議長（北岡 泰） 奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） これは町長さん前からマスタープランにも載せたわけですが、実際、将来に向けては取り組んでいかな、まちづくりではこの道路整備というのはまちづくりの一つの基本になると思います。このようなプロジェクトで私はやっていただかないかと考えておるわけですが、町長さんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 奥山議員もご存じのとおり、予算が非常に厳しい状況の中で、優先順位を決めていきたいというふうに思っております。その中では、やはり小学校、それから庁舎という部分が先に優先されてくるかなというふうに今思っております。その後の部分について考えていくということになるかなと思いますので、近い将来的にすぐできるかという、なかなか難しいというふうに考えます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） 私が思いましたのは、もちろん予算の額が明和町全体の予算ぐらいかかるとるような話ですので、国のほうへこういうふうな申請の話を動いていただけるかと、そこら辺のところを町長さんにお聞きしたかったん

です。もう一度お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 先ほど申されたその協議会がどういったものかというのをちょっとまた担当課のほうとも聞かせてもらいながら、そういったところに上げていけるものなのかどうなのかというのもありますので、そこら辺も踏まえた中で話はさせていただきたいと思えますし、当然、県がやっていただけるのであれば、それはやっていただきたいと思えますので、そこら辺は要望させていただくというのは別にやらせていただくというのはやっていきたいというふうには思っておりますので、またいろいろそういう手法も含めて、またご指導いただければというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） この対策という意味では、先ほど申し上げたのはもう少し規模の小さい範囲で、この道路の話については、道路の機能交換とか、そんなすごい話も含んだような話ですので、また別の角度から改めて、町長さんやるお気持ちですので、そのような取組をしていただいて、まず申請を上げていただくような方向へ運んでいただきたいと思うので、よろしく願いをします。

それで、都市マスタープランは都市計法に基づき、広域の見地から長期的な視野に立って踏み出す将来像と、その実現に向けて大きな道筋から明らかにするものであります。交通網、道路はまちづくりの大きな根幹をなすものです。道路は計画をしてから10年、20年の期間を要します。特に、斎宮、明星地区はこの取組は、私もこれ議員をして3期目になりますが、特に大きく取り組まれていないと思います。近隣市町は町長さん見てもらったらお分かりと思いますが、道路に関してはかなり整備を進められております。ですので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思えます。

先ほども言いましたんですが、やはり町長さんがトップセールスをしていた

だかないとこのような話は大きな話は動かないので、まず国・県に要望・申請していただくことが重要です。早く明和町の幹線道路東西、もう一つは、町内の主要幹線道路として東西南北に1つ大きな道をつけていただくようなことを考えていただきたいと思います。私はこういうものがないとやっぱりまちづくりはできないと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、明和町狹隘道路整備、平成22年から取り組まれています、狹隘道路は私たちが日常生活をしていく上で、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や災害などの災害時には消防救急自動車に支障を来たします。住民の方々は日々不安を感じ、整備されるのを待ってみえるというふうな状況です。

狹隘道路事業の現状について、何路線、どれだけ延長があって、整備費、費用はどのぐらいかかるのか、また整備には何年を要するのか、今後の狹隘事業の取組についてお伺いします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 狹隘道路整備事業についてお答えさせていただきます。

狹隘道路整備事業の現状を説明する前に、同事業の概略を説明させていただきます。

建築物は、建築基準法42条第1項に、4m以上の道路に2m以上接続することとなっております。また、同2項に、4m未満の道路で建築基準法が制定される前に建築物が並んでいた道路は、災害活動のため中心より2mセットバックするものとなっております。

狹隘道路整備事業では4m未満のいわゆるこの2項道路と申しますけれども、道路の対策補助でございます。補助率は2分の1となっております。

町の過去の取組でございますけれども、平成22年から29年間の約8年間で2項道路の解消延長は1,400mでございます。事業費は約1億9,000万円でございます。

町内の2項道路の総路線数は517路線ございまして、総延長は57kmでございます。

この事業につきましては、地権者等の協力による申請事業でございます。また、地権者からの申請により急を要する箇所により事業化するため、全体の事業費は把握していない状況でございますけれども、過去の事例から単純に計算しても、少なくとも7億とか、そういうぐらいな金額がかかるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

現状といたしましては、4m未満の道路沿いに、先ほども言われましたが、家屋が建設されてきています。このような状況では日常生活をしていく上で、通行上、環境衛生上問題があるばかりでなく、地震や災害などの災害時に救急活動に支障を来すおそれがあります。早急な取組が必要です。

明和町のマスタープランでも道路整備の更新、骨格軸の幅員見直しや線形の改良、整備促進が言われています。狭い道路は早く拡幅を進めていきたいわけですが、現在の路線数は517路線、延長57kmということですが、目標達成にはどのような見込みになっているのかお伺いします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 狭隘道路整備事業の解消に向けて、来年度から予算計上をお願いしとるところでございます。57kmというかなりの事業量で、全体を事業化することもかなり難しく、2項道路では新築、建て替えの場合には必ずその施主さんがセットバックしていただくと。このような場合事業は行わないものとなりますので目標年度というのは特には設定できないところですが、予算の範囲で継続的解消を図っていきたいということで理解いただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） 出てくるのはやっぱりセットバックお家を建てて、そのうちの前は建築基準が通らないので、やっていくというような形で、課長の言われたとおりにやと思います。

それで、申請も条件が満たされれば受け入れられて、取り組んでいただけるということでございます。明和町に住む住民が安全に暮らすことができるまちづくりを進めていただくことをお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、奥山幸洋議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時 26分）

---